

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年3月30日

【計算期間】 第12期中（自平成28年7月1日至平成28年12月31日）

【ファンド名】 ABF汎アジア債券インデックス・ファンド(ABF PAN ASIA BOND INDEX FUND)

【発行者名】 ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・シンガポール・リミテッド(State Street Global Advisors Singapore Limited)

【代表者の役職氏名】 ホンウィン・チャン(Hon Wing Cheung)
ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・シンガポール・リミテッドのディレクター(Director)

【本店の所在の場所】 シンガポール 068912、キャピタルタワー、#33-01、ロビンソンロード 168(168 Robinson Road, #33-01, Capital Tower, Singapore 068912)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 伊 東 啓

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番2号大手門タワー
西村あさひ法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 三 本 俊 介

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番2号大手門タワー
西村あさひ法律事務所

【電話番号】 03-6250-6200

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

注

(1) 本書において、文脈により別異に解する必要がある場合を除き、下記の語は下記の意味を有するものとします。

アジア通貨	中国人民元、香港ドル、インドネシア・ルピア、韓国ウォン、マレーシア・リングgit、フィリピン・ペソ、シンガポール・ドル及びタイ・バーツのいずれか
クリエイション・ユニット	10,000本ユニット又は本マネージャーが本受託者の事前承諾を得て決定し目論見書に記載されるその他の単位
シンガポール証券先物法	シンガポールの証券先物法(第289章)(Securities and Futures Act, Chapter 289 of Singapore)
シンガポール通貨庁	シンガポール通貨監督庁
本基礎指数	マークイット iBoxx® ABF パン・アジア指数(Markit iBoxx® ABF Pan-Asia Index)
香港証券先物委員会	香港証券先物委員会(Hong Kong Securities and Futures Commission)
香港証券先物委員会規約	香港証券先物委員会ユニット・トラスト及びミューチュアル・ファンド規約(Code on Unit Trusts and Mutual Funds established by the Securities and Futures Commission of Hong Kong)
本指数提供者	マークイット・インディシーズ・リミテッド(Markit Indices Limited)(旧インターナショナル・インデックス・カンパニー・リミテッド(International Index Company Limited))
本受託者	HSBCインスティテューショナル・トラスト・サービスズ(シンガポール)リミテッド(HSBC Institutional Trust Services (Singapore) Limited)
本信託	ABF汎アジア債券インデックス・ファンド(ABF Pan Asia Bond Index Fund)
本信託証書	本マネージャーと本受託者との間で締結された、2006年6月28日付変更証書、2007年6月28日付第2変更証書、2008年6月27日付補足証書及び2011年6月24日付第3変更証書による修正済みの2005年6月21日付信託証書
本マネージャー	ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・シンガポール・リミテッド(State Street Global Advisors Singapore Limited)
本ユニット	本信託のユニット

(2) 別段の記載がある場合を除き、本書に記載の「ドル」は米国の法定通貨である米ドルを指すものとします。本書において便宜上記載されている日本円への換算は、別段の記載がある場合を除き、1米ドル=113.17円又は1シンガポール・ドル=80.50円の換算率(2017年3月1日に株式会社三菱東京UFJ銀行が発表した対顧客電信売・買相場の仲値)により計算されています。

(3) 本書中の表で計数が四捨五入されている場合、合計は計数の総和と必ずしも一致しません。

1【ファンドの運用状況】

(1)【投資状況】

(2016年12月31日現在)

資産の種類	国名	米ドル	円	投資比率(%)
国債・公債等	香港	436,146,914	49,358,746,257	11.69
	インドネシア	270,370,712	30,597,853,477	7.25
	大韓民国	638,385,552	72,246,092,920	17.11
	マレーシア	409,358,833	46,327,139,131	10.97
	フィリピン	210,641,745	23,838,326,282	5.65
	シンガポール	582,951,165	65,972,583,343	15.62
	タイ	354,506,415	40,119,490,986	9.50
	中国	799,954,577	90,530,859,479	21.44
合 計		3,702,315,913	418,991,091,874	99.23

(2)【運用実績】

【純資産の推移】

計算期間/各月末	純資産額		一口当たり純資産額	
	米ドル	円	米ドル	円
2016年2月29日	2,860,299,889.31	323,700,138,473.21	113.5960	12,855.6593
2016年3月31日	2,994,842,235.91	338,926,295,837.94	119.2354	13,493.8702
2016年4月29日	2,998,505,848.41	339,340,906,864.56	119.3813	13,510.3817
2016年5月31日	3,252,881,227.27	368,128,568,490.15	116.1451	13,144.1410
2016年6月30日	3,688,375,261.89	417,413,428,388.09	119.3377	13,505.4475
2016年7月29日	4,067,590,312.78	460,329,195,697.31	119.8125	13,559.1806
2016年8月31日	4,117,200,934.92	465,943,629,804.90	119.6178	13,537.1464
2016年9月30日	4,133,494,226.77	467,787,541,643.56	119.8475	13,563.1416
2016年10月31日	4,070,793,593.17	460,691,710,939.05	117.5523	13,303.3938
2016年11月30日	3,869,834,387.90	437,949,157,678.64	112.1703	12,694.3129
2016年12月30日	3,734,243,404.57	422,604,326,095.19	110.5800	12,514.3386
2017年1月27日	3,777,225,674.45	427,468,629,577.51	110.8382	12,543.5591
2017年2月28日	3,836,311,414.09	434,155,362,732.57	112.4400	12,724.8348

注：上記表中の純資産額は分配金を含まない額となっております。分配のための基準日は会計期間末日と暦月末のいずれでもないため、上記表には分配金を含んだ額を記載しておりません。上記表の期間における分配は、下記の通りです。

支払日	基準日	分配総額 (米ドル)	一口当たりの分配額 (米ドル)	一口当たりの分配額 (円)
2016年2月4日	2016年1月22日	42,839,811	1.64	185.60
2016年8月4日	2016年7月22日	40,571,318	1.25	141.46
2017年2月7日	2017年1月23日	51,284,228	1.52	172.02

東京証券取引所における一口当たりの市場相場

各月末	相場 (米ドル)	相場 (円)
2016年2月29日	113.99	12,900
2016年3月31日	115.58	13,080
2016年4月28日	114.43	12,950
2016年5月31日	113.10	12,800
2016年6月30日	110.28	12,480
2016年7月29日	109.57	12,400
2016年8月31日	108.07	12,230
2016年9月30日	107.54	12,170
2016年10月31日	108.24	12,250
2016年11月30日	109.57	12,400
2016年12月30日	114.61	12,970
2017年1月31日	111.78	12,650
2017年2月28日	111.78	12,650

【分配の推移】

本ユニット一口当たりの分配金の推移は以下の通りです。

期別	米ドル	円
2016年1月1日～2016年12月31日	2.89	327.06

【収益率の推移】

本信託の収益率の推移は以下の通りです。

期別	収益率(%)
2016年1月1日～2016年12月31日	-0.54%

2【販売及び買戻しの実績】

	2016年1月1日現在 発行済口数	販売口数	買戻口数	2016年12月31日現在 発行済口数
2016年1月1日～2016年12月31日	26,081,836	10,212,820	2,555,032	33,739,624

注： 本邦における販売及び買戻しはありません。

3【ファンドの経理状況】

- (1) 本書に記載された本信託の日本語の中間財務書類(以下「日本語中間財務書類」といいます。)は、国際会計基準に従って英文で作成された原文の中間財務書類(以下「原中間財務書類」といいます。)を翻訳したものです。この日本語中間財務書類は、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項但書きの規定の適用によるものです。
- (2) 原中間財務書類は、外国監査法人等(「公認会計士法」(昭和23年法律第103号)第1条の3第7項に規定されている外国監査法人等をいう。)による監査を受けていません。
- (3) 本信託の原中間財務書類は米ドルで作成され表示されていますが、日本語中間財務書類には、主要な係数について円換算額も併記されています。日本円への換算に適用した為替相場は、株式会社三菱東京UFJ銀行が米ドルの対円直物電信為替売買相場仲値として2017年3月1日に顧客に提示した相場：1米ドル=113.17円です。
- (4) 前記の円換算額は、原中間財務書類には含まれません。

(1)【資産及び負債の状況】

要約純資産計算書

2016年12月31日現在(未監査)

	注記	2016年12月31日 現在 米ドル(円)	2016年6月30日 現在 米ドル(円)	2015年12月31日 現在 米ドル(円)	2015年6月30日 現在 米ドル(円)
資産					
流動資産					
投資		3,702,315,913 (418,991,091,874円)	3,683,751,240 (416,890,127,831円)	2,971,624,276 (336,298,719,315円)	3,151,668,101 (356,674,278,990円)
ブローカーに対する未収金		46,360,495 (5,246,617,219円)	49,794,066 (5,635,194,449円)	48,712,423 (5,512,784,911円)	15,096,590 (1,708,481,090円)
その他未収金		-	-	240,896 (27,262,200円)	-
銀行預金	6(e)	17,980,880 (2,034,896,190円)	12,710,609 (1,438,459,621円)	20,489,557 (2,318,803,166円)	21,118,077 (2,389,932,774円)
総資産		3,766,657,288 (426,272,605,283円)	3,746,255,915 (423,963,781,901円)	3,041,067,152 (344,157,569,592円)	3,187,882,768 (360,772,692,855円)
負債					
流動負債					
償還に係る未払金		3,317,400 (375,430,158円)	-	-	-
ブローカーに対する未払金		26,113,113 (2,955,220,998円)	52,662,241 (5,959,785,814円)	62,859,735 (7,113,836,210円)	26,170,651 (2,961,732,574円)
未払監査報酬		54,184 (6,132,003円)	25,806 (2,920,465円)	71,199 (8,057,591円)	47,336 (5,357,015円)
未払受託者報酬	6(d)	318,259 (36,017,371円)	140,692 (15,922,114円)	126,193 (14,281,262円)	261,910 (29,640,355円)
未払マネジメント報酬	6(c)	1,077,793 (121,973,834円)	880,125 (99,603,746円)	284,236 (32,166,988円)	586,559 (66,380,882円)
未払指数ライセンス報酬		122,652 (13,880,527円)	34,195 (3,869,848円)	123,135 (13,935,188円)	173,561 (19,641,898円)
その他未払金		4,624,535 (523,358,626円)	4,175,759 (472,570,646円)	3,886,655 (439,852,746円)	4,001,327 (452,830,177円)
負債		35,627,936 (4,032,013,517円)	57,918,818 (6,554,672,633円)	67,351,153 (7,622,129,985円)	31,241,344 (3,535,582,900円)
(償還可能ユニットの保有者に帰属する純資産を除く)		3,731,029,352 (422,240,591,766円)	3,688,337,097 (417,409,109,267円)	2,973,715,999 (336,535,439,607円)	3,156,641,424 (357,237,109,954円)
発行済ユニット数	3	33,739,624	30,907,054	26,081,836	26,573,264
償還可能ユニットの保有者に帰属する純資産 (ユニット1口当たり)	3	110.58 (12,514円)	119.34 (13,506円)	114.01 (12,903円)	118.79 (13,443円)

注記は、これらの財務書類の一部を形成しています。

要約包括利益計算書

2016年7月1日から2016年12月31日までの計算期間(未監査)

	注記	2016年7月1日から2016年12月31日 までの計算期間		2015年7月1日から2015年12月31日 までの計算期間	
		米ドル	円	米ドル	円
収益					
銀行預金利息		11,190	1,266,372	16,223	1,835,957
投資にかかる純損失()	4	254,499,081	28,801,660,997	76,254,714	8,629,745,983
為替差損()の純額		1,717,747	194,397,428	610,636	69,105,676
その他収益		651,820	73,766,469	178,193	20,166,102
投資損失総額()		255,553,818	28,921,025,583	76,670,934	8,676,849,601
費用					
マネジメント報酬()	6(c)	2,265,863	256,427,716	1,743,397	197,300,238
受託者報酬()	6(d)	999,372	113,098,929	761,687	86,200,118
指数ライセンス報酬()		175,479	19,858,958	185,469	20,989,527
出版及び印刷費用()		21,694	2,455,110	25,041	2,833,890
監査報酬()		23,733	2,685,864	23,863	2,700,576
手続処理代理人報酬()		8,637	977,449	1,935	218,984
カストディ及び銀行手数料()		43,425	4,914,407	16,638	1,882,922
法務及び専門家報酬()		235,995	26,707,554	139,186	15,751,680
その他運用費用()		82,949	9,387,338	822	93,026
運用費用総額()		3,857,147	436,513,326	2,896,394	327,784,909
運用損失()		259,410,965	29,357,538,909	79,567,328	9,004,634,510
金融費用					
償還可能ユニットの保有者への 分配()	8	40,571,318	4,591,456,058	44,978,551	5,090,222,617
分配後及び税引前損失()		299,982,283	33,948,994,967	124,545,879	14,094,857,126
源泉徴収税()	5	4,723,721	534,583,506	4,711,842	533,239,159
分配及び税引後損失/運用による償還可能ユニットの保有者に 帰属する純資産の減少額()		304,706,004	34,483,578,473	129,257,721	14,628,096,286

注記は、これらの財務書類の一部を形成しています。

償還可能ユニット保有者に帰属する要約純資産変動計算書

2016年7月1日から2016年12月31日までの計算期間(未監査)

	2016年7月1日から2016年12月31日 までの計算期間		2015年7月1日から2015年12月31日 までの計算期間	
	米ドル	円	米ドル	円
期首残高	3,688,337,097	417,409,109,267	3,156,641,424	357,237,109,954
ユニットの発行	473,225,663	53,554,948,282	77,316,753	8,749,936,937
ユニットの償還()	125,827,404	14,239,887,311	130,984,457	14,823,510,999
ユニットの発行/償還()による純増 減額	347,398,259	39,315,060,971	53,667,704	6,073,574,062
運用による償還可能ユニットの保有者 に帰属する純資産の減少額()	304,706,004	34,483,578,473	129,257,721	14,628,096,286
期末残高	3,731,029,352	422,240,591,766	2,973,715,999	336,535,439,607

注記は、これらの財務書類の一部を形成しています。

要約キャッシュフロー計算書

2016年7月1日から2016年12月31日までの計算期間(未監査)

	2016年7月1日から2016年12月31日 までの計算期間		2015年7月1日から2015年12月31日 までの計算期間	
	米ドル	円	米ドル	円
運用活動によるキャッシュフロー				
運用による償還可能ユニットの所有者 に帰属する純資産の減少額()	304,706,004	34,483,578,473	129,257,721	14,628,096,286
調整額:				
銀行預金利息()	11,190	1,266,372	16,223	1,835,957
償還可能ユニットの所有者への分配	40,571,318	4,591,456,058	44,978,551	5,090,222,617
源泉徴収税	4,304,322	487,120,121	4,784,693	541,483,707
運転資本変動前の運用損失()	259,841,554	29,406,268,666	79,510,700	8,998,225,919
投資の純増()/純減	18,564,673	2,100,964,043	180,043,825	20,375,559,675
ブローカーに対する未収金の純増/純 増()	3,433,571	388,577,230	33,615,833	3,804,303,821
その他未収金の純増()	-	-	240,896	27,262,200
ブローカーに対する未払金の純減 ()/純増	26,549,128	3,004,564,816	36,689,084	4,152,103,636
買掛金及び未払費用の純増/純減()	940,846	106,475,542	579,275	65,556,552
運用活動に費やされた()/から生み 出されたキャッシュフロー	300,580,938	34,016,744,753	102,786,205	11,632,314,820
銀行預金の受取利息	11,190	1,266,372	16,223	1,835,957
源泉徴収税支払()	4,304,322	487,120,121	4,784,693	541,483,707
運用活動に費やされた()/から生み 出された正味キャッシュフロー	304,874,070	34,502,598,502	98,017,735	11,092,667,070
財務活動からのキャッシュフロー				
償還可能ユニットの所有者への分配金 支払()	40,571,318	4,591,456,058	44,978,551	5,090,222,617
ユニットの発行	473,225,663	53,554,948,282	77,316,753	8,749,936,937
ユニットの償還()	122,510,004	13,864,457,153	130,984,457	14,823,510,999
財務活動から生み出された/に費やさ れた()正味キャッシュフロー	310,144,341	35,099,035,071	98,646,255	11,163,796,678
現金及び現金同等物の純増/純減()	5,270,271	596,436,569	628,520	71,129,608
現金及び現金同等物の期首残高	12,710,609	1,438,459,621	21,118,077	2,389,932,774
現金及び現金同等物の期末残高	17,980,880	2,034,896,190	20,489,557	2,318,803,166
現金及び現金同等物の残高の詳細:				
銀行預金	17,980,880	2,034,896,190	20,489,557	2,318,803,166

注記は、これらの財務書類の一部を形成しています。

要約財務書類に対する注記

2016年7月1日から2016年12月31日までの計算期間(未監査)

1. 一般的な情報

ABF汎アジア債券インデックス・ファンド(以下「本信託」といいます。)は、シンガポール証券先物法(289章)第286条及び香港証券先物令(571章)第104条に基づき認可されたシンガポールのユニット・トラストです。本信託は、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・シンガポール・リミテッド及びHSBCインスティテュショナル・トラスト・サービシズ(シンガポール)リミテッドの間の2005年6月21日付けの信託証書(以下「本信託証書」といいます。)により設立されました。本信託証書は、2006年6月28日付けの変更証書、2007年6月28日付けの第2変更証書、2008年6月27日付けの補足証書及び2011年6月24日付けの第3変更証書により修正及び変更されました。本信託証書及びすべての変更証書・補足証書はシンガポール法に準拠しています。また本信託は香港証券取引所及び東京証券取引所にも上場しています。本信託の運用開始日は2005年6月29日です。

本信託の投資目的は、手数料及び経費差引前において、マークイット iBoxx ABF パン・アジア・指数(以下「本基礎指数」といいます。)のトータルリターンと近似する投資成果の提供を追求することです。本基礎指数は、マークイット・インディシーズ・リミテッド(以下「本指数提供者」といいます。)により決定され、構成されています。本基礎指数は、政府、準政府機関又は国際金融機関により発行又は保証された、中国人民元、香港ドル、インドネシア・ルピア、韓国ウォン、マレーシア・リングgit、フィリピン・ペソ、シンガポール・ドル又はタイ・バーツ(以下それぞれを「アジア通貨」といいます。)建ての、債務証券の投資利回りの指標であり、これらの債務証券は、それぞれの場合において、本指数提供者により決められ、その時点における本基礎指数を構成します。

2. 作成基準及び会計方針

これらの未監査の要約中間財務書類(以下「中間財務書類」といいます。)は、国際会計基準(以下「IAS」といいます。)第34号「中間財務報告」に従い作成されています。本中間財務書類は、投資の再評価により修正された取得原価主義に基づいて作成されています。これらの中間財務書類の作成に用いられた会計方針及び算定方法は、2016年6月30日に終了した年度の年次財務書類において用いられたものと一致しています。

3. 償還可能ユニットの保有者に帰属する純資産及び発行済ユニット数

発行済ユニット数

	2016年7月1日から 2016年12月31日まで	2016年1月1日から 2016年6月30日まで	2015年7月1日から 2015年12月31日まで
	□	□	□
期首の発行済ユニット	30,907,054	26,081,836	26,573,264
ユニットの発行	3,952,570	6,260,250	660,960
ユニットの償還()	1,120,000	1,435,032	1,152,388
期末の発行済ユニット	33,739,624	30,907,054	26,081,836
	米ドル	米ドル	米ドル
償還可能ユニットの保有者に帰属する純資産	3,731,029,352	3,688,337,097	2,973,715,999
償還可能ユニットの保有者に帰属する純資産(ユニット1口当たり)	110.58	119.34	114.01
クリエイション・ユニット1口当たりの純資産価額(1クリエイション・ユニットは10,000ユニットに相当)	1,105,830	1,193,364	1,140,148

4. 投資にかかる純損失()

	2016年7月1日から 2016年12月31日まで	2015年7月1日から 2015年12月31日まで
	米ドル	米ドル
投資の価額における未実現利益/損失()の変動額	301,842,921	84,522,138
投資の売却による実現利益	47,343,840	8,267,424
	254,499,081	76,254,714

5. 課 税

4,723,721米ドル(2015年12月31日までの6カ月:4,711,842米ドル)の国外源泉徴収税には、一定の投資の購入及び処分並びに当期中に受領した配当金に課される1,069,617米ドルが含まれています。2016年12月31日時点において、本信託は中華人民共和国の非政府有価証券の利息収益に対する源泉徴収税のため、4,493,152米ドル(2015年6月30日時点:3,858,931米ドル)の引当金を設定していました。かかる金額は、純資産計算書の「その他未払金」に含まれています。

6. 本マネージャー及びその関係者を含む関連当事者との取引

本マネージャーの関係者とは、香港証券先物委員会により設定されたユニット・トラスト及びミューチュアル・ファンドに関する規約(以下「香港証券先物委員会規約」といいます。)に定義されている者です。本信託の本マネージャー及び本受託者とはそれぞれ、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・シンガポール・リミテッド及びHSBCインスティテューショナル・トラスト・サービス(シンガポール)リミテッドのことで、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・シンガポール・リミテッドはステート・ストリート・コーポレーション(State Street Corporation)の子会社です。HSBCインスティテューショナル・トラスト・サービス(シンガポール)リミテッドは、HSBCホールディングス・ピーエルシー(HSBC Holdings plc)の子会社です。本信託と、本マネージャー及びその関係者を含む関連当事者との間で当期中に実施されたすべての取引は、通常の事業の過程で通常の取引条件にて実施されました。

(a) 本マネージャー及び本受託者の関係者との外貨建取引

2016年12月31日に終了した計算期間中、本マネージャーはその関連会社であるステート・ストリート・グローバル・マーケット・エルエルシー(State Street Global Markets, LLC)並びに本受託者の関連会社であるHSBC香港(HSBC Hong Kong)及びHSBCオーストラリア(HSBC Australia)を通じ、本信託の投資及び決済目的のため、合計1,013,881,561米ドル(2015年12月31日までの6カ月:569,260,345米ドル)の外貨建取引を実施しました。その金額は、2016年12月31日に終了した計算期間中の本信託の外貨建取引の100%(2015年12月31日までの6カ月:100%)に相当します。

会社名	外貨建取引の 総価額	すべての外貨建取引額に 対する比率
	米ドル	%
2016年12月31日		
HSBCオーストラリア	669,794,000	66.06
HSBC香港	165,997,561	16.37
ステート・ストリート・グローバル・マーケット・エルエルシー	178,090,000	17.57
2015年12月31日		
HSBCオーストラリア	400,894,781	70.42
HSBC香港	108,085,564	18.99
ステート・ストリート・グローバル・マーケット・エルエルシー	60,280,000	10.59

2016年及び2015年12月31日に終了した計算期間中、上記の本マネージャー及び本受託者の関係者は、本信託と行う外貨建取引において通常のビッドオファースプレッドを含めており、当該取引は通常の事業の過程で通常の取引条件にて実施されました。2016年及び2015年12月31日に終了した計算期間中、直接手数料は、本マネージャー及び本受託者の関係者に支払われていません。

(b) 本マネージャーの本信託に対する保有

2016年及び2015年12月31日現在、本マネージャーの取締役及び役員は、本信託のユニットを保有していません。

(c) マネジメント報酬

本信託は本マネージャーに、本信託の日次平均純資産について以下のレートに基づき決定される、日次で発生するマネジメント報酬^{*}を、毎月後払いで支払います。

最初の10億米ドル	0.13%
次の2億5千万米ドル	0.12%
次の2億5千万米ドル	0.11%
それ以上の部分	0.10%

* かかる報酬は、ユニット保有者へ3カ月前までに書面にて通知することで、最大で年率0.25%まで増額することが出来ます。

(d) 受託者報酬

本信託は本受託者に、本信託の日次平均純資産について年率0.05%のレートで日次で発生する受託者報酬^{*}を毎月後払いで支払います。

* かかる報酬は、ユニット保有者へ3カ月前までに書面にて通知することで、最大で年率0.15%まで増額することが出来ます。

(e) 銀行預金残高

本受託者の関連当事者に対して保有する本信託の銀行預金残高は、以下の通りです。

	2016年12月31日現在	2016年6月30日現在
	米ドル	米ドル
銀行預金残高	17,980,880	12,710,609

7. ソフト・ダラー慣行

本マネージャーは、かかる取引が「最良執行」の基準と一致しているということを条件に、本信託の負担により、本マネージャー又はそのいずれかの関係者が契約を締結している他者の仲介により取引を実施する場合があります。契約に基づき、その当事者は、本マネージャー又はそのいずれかの関係者に、そうした提供が本信託に全体として恩恵をもたらすと合理的に期待され、かつ本信託の運用実績の向上に貢献する可能性がある性質の物品、サービス又はその他の便益(調査及び投資顧問業務、専門的なソフトウェア又は調査業務に関連したコンピューター・ハードウェア並びに実績測定等)を随時に提供又は調達します。疑義を回避するために付言すると、かかる物品及びサービスに、交通費、宿泊費、交際費、一般管理に係る物品又はサービス、一般的な事務用備品若しくは事務所、会費、従業員の給与又は直接的な現金の支払いを含めることはできません。

本信託の設立以来、本マネージャーは、いかなる取引に関しても本信託の負担でソフト・ダラーのアレンジメントに関与したことはありません。

8. 分配

	2016年7月1日から 2016年12月31日まで	2015年7月1日から 2015年12月31日まで
	米ドル	米ドル
最終分配		
2016年8月4日付けで32,457,054口に対し1.25米ドルの支払い	40,571,318	-
2015年8月4日付けで26,933,264口に対し1.67米ドルの支払い	-	44,978,551

9. 補足的比率

	2016年12月31日終了期間	2015年12月31日終了期間
経費率 ⁽¹⁾	0.18%	0.21%
回転率 ⁽²⁾	28.62%	13.12%

注記:

(1) 経費率はシンガポール投資管理協会(Investment Management Association of Singapore)により規定されたガイドラインに基づき計算されています。期末時点の経費率の計算は、当期の6,442,083米ドル(2015年:6,503,251米ドル)の運用費用総額を3,527,597,934米ドル(2015年:3,074,704,131米ドル)の当期の平均純資産価額で割ったものに基づいています。運用費用総額は、(適用される場合には)ブローカーへの手数料並びにその他の取引コスト、パフォーマンス報酬、利息費用、ユニット保有者へ支払われる分配金、外国為替差益/差損、他のファンドの購入又は売却から生じた販売手数料又は解約手数料及び源泉徴収税又は受取収益から生じる税金を含みません。本信託はいかなるパフォーマンス報酬も支払いません。平均純資産価額は日々の残高に基づいています。

- (2) ポートフォリオ回転率は、集団投資スキーム規約に記述された公式に従って計算されています。ポートフォリオ回転率の計算は、購入又は売却の総価値のいずれか低い方の額に基づいており、1,141,948,220米ドルの投資の売却(2015年：396,779,752米ドルの購入)を、日々の平均純資産価額3,989,814,754米ドル(2015年：3,023,395,779米ドル)で割ったものです。2012年6月にシンガポール勅許会計士協会(Institute of Singapore Chartered Accountants)により発行された推奨会計実務7「ユニット・トラストのための報告の枠組み」に沿うよう、当期の購入又は売却の総価値はブローカーへの手数料及びその他の取引コストを含みません。

10. 純資産計算書日後の後発事象

当期末後、2017年1月6日に、本信託はユニット1口当たり1.52米ドルの分配金を分配することを発表しました。当該分配金は2017年2月7日に支払われました。2016年12月31日現在の償還可能ユニットの保有者に帰属する純資産は上記の未払分配金を計上していません。

(2)【投資有価証券明細表等】

【投資株式明細表】

該当事項はありません。

【株式以外の投資有価証券明細表】

投資ポートフォリオ

2016年12月31日現在(未監査)

主要地域別

上場有価証券に対する投資

	2016年12月31日 現在保有数	2016年12月31日 現在における 公正価値(米ドル)	2016年12月31日 現在における 純資産総額に 占める割合(%)
中華人民共和国 (21.44%)			
AGRI DEV B C 3.37% 26FEB2026 (INTERBANK)	100,000,000	14,330,763	0.38
AGRICUL DEV BANK CHINA 3.5% 16DEC2018	20,000,000	2,880,111	0.08
AGRICUL DEV BANK CHINA 3.65% 26MAR2020	50,000,000	7,365,717	0.20
AGRICULDEV BANK 3.58% 22APR26 (INTERBANK)	100,000,000	14,478,479	0.39
CHINA (GOVT OF) 2.55% 28APR2019 (INTERBANK)	180,000,000	26,284,937	0.70
CHINA (GOVT OF) 2.55% 28JAN2019 (INTERBANK)	160,000,000	23,407,774	0.63
CHINA (GOVT OF) 2.75% 01SEP2023 (INTERBANK)	30,000,000	4,307,163	0.11
CHINA (GOVT OF) 2.9% 15DEC2018 (INTERBANK)	30,000,000	4,325,899	0.12
CHINA (GOVT OF) 2.92% 11MAR2017	30,000,000	4,418,999	0.12
CHINA (GOVT OF) 2.95% 16JUN23 (INTERBANK)	50,000,000	7,320,103	0.20
CHINA (GOVT OF) 3.02% 07MAY2019	30,000,000	4,354,694	0.12
CHINA (GOVT OF) 3.1% 28MAY20 (INTERBANK)	50,000,000	7,322,142	0.20
CHINA (GOVT OF) 3.14% 07JUN19 (INTERBANK)	60,000,000	8,880,764	0.24
CHINA (GOVT OF) 3.27% 15NOV2021	25,000,000	3,647,406	0.10
CHINA (GOVT OF) 3.36% 25MAR2020	30,000,000	4,397,990	0.12
CHINA (GOVT OF) 3.4% 17APR2023	65,663,000	9,700,620	0.26
CHINA (GOVT OF) 3.41% 24JUN2020	30,000,000	4,390,688	0.12
CHINA (GOVT OF) 3.43% 04FEB2020	30,000,000	4,449,455	0.12
CHINA (GOVT OF) 3.44% 17SEP2019	50,000,000	7,377,267	0.20
CHINA (GOVT OF) 3.48% 23JUL2019	30,000,000	4,450,427	0.12
CHINA (GOVT OF) 3.51% 16JUL2025 (INTERBANK)	20,000,000	3,038,114	0.08
CHINA (GOVT OF) 3.51% 23FEB2022	120,000,000	17,950,166	0.48
CHINA (GOVT OF) 3.52% 25APR2046 (INTERBANK)	310,000,000	44,182,363	1.18
CHINA (GOVT OF) 3.53% 30OCT2019 (INTERBANK)	30,000,000	4,413,594	0.12

	2016年12月31日 現在保有数	2016年12月31日 現在における 公正価値(米ドル)	2016年12月31日 現在における 純資産総額に 占める割合(%)
CHINA (GOVT OF) 3.64% 09APR25 (INTERBANK)	180,000,000	27,364,538	0.73
CHINA (GOVT OF) 3.65% 13OCT2018 1121	50,000,000	7,354,804	0.20
CHINA (GOVT OF) 3.68% 22SEP2018	50,000,000	7,372,791	0.20
CHINA (GOVT OF) 3.7% 07JUL2018	70,000,000	10,386,617	0.28
CHINA (GOVT OF) 3.7% 23MAY2066 (INTERBANK)	20,000,000	2,820,807	0.08
CHINA (GOVT OF) 3.82% 02SEP2030	50,000,000	7,618,459	0.20
CHINA (GOVT OF) 3.91% 23OCT2038	30,000,000	4,568,815	0.12
CHINA (GOVT OF) 3.93% 18AUG2021	110,000,000	16,744,645	0.45
CHINA (GOVT OF) 3.96% 29JUL2040	40,000,000	6,191,799	0.17
CHINA (GOVT OF) 3.99% 16JUN2021	80,000,000	12,042,669	0.32
CHINA (GOVT OF) 4% 19JUN2024	60,000,000	9,107,005	0.24
CHINA (GOVT OF) 4% 27AUG2029	30,000,000	4,640,869	0.12
CHINA (GOVT OF) 4.03% 23APR2032	30,000,000	4,684,875	0.13
CHINA (GOVT OF) 4.07% 17OCT2020 1320	220,000,000	33,317,201	0.89
CHINA (GOVT OF) 4.08% 01MAR2040	80,000,000	12,563,454	0.34
CHINA (GOVT OF) 4.23% 09DEC2040	30,000,000	4,756,781	0.13
CHINA (GOVT OF) 4.31% 24FEB2041	20,000,000	3,244,604	0.09
CHINA (GOVT OF) 4.35% 15NOV2062	40,000,000	6,503,966	0.17
CHINA (GOVT OF) 4.44% 16JAN2021 1403	50,000,000	7,960,980	0.21
CHINA (GOVT OF) 4.46% 24SEP2017	30,000,000	4,422,009	0.12
CHINA (GOVT OF) 4.5% 08MAY2038	20,000,000	3,295,414	0.09
CHINA (GOVT OF) 4.5% 23JUN2041	50,000,000	8,234,454	0.22
CHINA (GOVT OF) 4.55% 29SEP2022	50,000,000	7,883,701	0.21
CHINA (GOVT OF) 4.94% 11AUG2028	40,000,000	6,730,619	0.18
CHINA (REP OF) 2.9% 5MAY2026 (INTERBANK)	50,000,000	7,168,767	0.19
CHINA (REP OF) 3.05% 22OCT22 (INTERBANK)	30,000,000	4,384,219	0.12
CHINA DEVELOP 3.24% 25FEB2023 (INTERBANK)	180,000,000	25,602,614	0.69
CHINA DEVELOPMENT BANK 3.18% 05APR2026	220,000,000	30,677,609	0.82
CHINA DEVELOPMENT BANK 3.8% 30OCT2036	10,000,000	1,405,498	0.04
CHINA DEVELOPMENT BANK 3.97% 20JAN2017	30,000,000	4,480,895	0.12
CHINA DEVELOPMENT BANK 4.1% 30AUG2025	28,000,000	4,175,117	0.11
CHINA DEVELOPMENT BANK 4.3% 17MAR2030	30,000,000	4,552,732	0.12
CHINA DEVELOPMENT BANK 4.42% 07APR2040	40,000,000	6,174,206	0.17
CHINA GOV BND 3.36% 24MAY2022 (INTERBANK)	160,000,000	23,509,750	0.63
CHINA GOVERNMENT BOND 2.51% 19MAY2018	160,000,000	23,280,020	0.62

	2016年12月31日 現在保有数	2016年12月31日 現在における 公正価値(米ドル)	2016年12月31日 現在における 純資産総額に 占める割合(%)
CHINA GOVERNMENT BOND 2.75% 17MAR2023	90,000,000	13,084,237	0.35
CHINA GOVERNMENT BOND 2.9% 24MAY2032	20,000,000	2,721,599	0.07
CHINA GOVERNMENT BOND 3.14% 08SEP2020	20,000,000	2,906,900	0.08
CHINA GOVERNMENT BOND 3.3% 09JUL2022	100,000,000	14,944,697	0.40
CHINA GOVERNMENT BOND 3.41% 08MAR2019	120,000,000	18,020,702	0.48
CHINA GOVERNMENT BOND 3.42% 24JAN2020	10,000,000	1,505,388	0.04
CHINA GOVERNMENT BOND 3.57% 17NOV2021	20,000,000	2,974,103	0.08
CHINA GOVERNMENT BOND 3.68% 05NOV2019	20,000,000	2,959,028	0.08
CHINA GOVERNMENT BOND 3.7% 26JUN2026	10,000,000	1,515,964	0.04
CHINA GOVERNMENT BOND 3.86% 19FEB2029	20,000,000	3,053,791	0.08
CHINA GOVERNMENT BOND 3.96% 15APR2030	20,000,000	3,085,074	0.08
CHINA GOVERNMENT BOND 4.03% 21JUN2040	20,000,000	3,082,829	0.08
CHINA GOVERNMENT BOND 4.12% 02AUG2042	20,000,000	3,171,861	0.08
CHINA GOVERNMENT BOND 4.16% 28FEB2023	6,000,000	932,859	0.02
CHINA GOVERNMENT BOND 4.18% 24OCT2018	10,000,000	1,484,569	0.04
CHINA GOVERNMENT BOND 4.25% 17MAY2062	20,000,000	3,187,249	0.08
CHINA GOVERNMENT BOND 4.27% 17MAY2037	10,000,000	1,593,707	0.04
CHINA GOVERNMENT BOND 4.3% 30NOV2059	20,000,000	3,226,956	0.09
CHINA GOVERNMENT BOND 4.4% 25JUN2017	20,000,000	2,903,052	0.08
CHINA GOVERNMENT BOND 4.41% 17DEC2017	10,000,000	1,463,152	0.04
CHINA GOVT 2.99% 15OCT2025 (INTERBANK)	90,000,000	13,039,014	0.35
CHINA GOVT 3.27% 22AUG2046 (INTERBANK)	70,000,000	9,582,477	0.26
CHINA GOVT BOND 2.58% 14APR2021 (INTERBANK)	250,000,000	35,754,991	0.96
CHINA GOVT BOND 2.6% 20SEP2017 1213	58,767,000	8,508,882	0.23
CHINA GOVT BOND 3.77% 18DEC2024 (INTERBANK)	60,000,000	9,198,262	0.25
EXPORT-IMPORT 3.33% 22FEB2026 (INTERBANK)	200,000,000	28,482,909	0.76
EXPORT-IMPORT BK CHINA 3.94% 21AUG2019	100,000,000	14,671,387	0.39
		799,954,577	21.44

	2016年12月31日 現在保有数	2016年12月31日 現在における 公正価値(米ドル)	2016年12月31日 現在における 純資産総額に 占める割合(%)
香港 (11.07%)			
HK (GOVT OF) 0.91% 05NOV2020	10,000,000	1,267,607	0.03
HK (GOVT OF) 2.13% 16JUL2030	105,000,000	13,927,711	0.37
HK GOVERNMENT BOND 0.79% 18JUN2018	80,000,000	10,294,320	0.28
HK GOVERNMENT BOND 1.09% 05JUN2023	55,000,000	6,846,002	0.18
HK GOVERNMENT BOND 2.39% 20AUG2025	55,000,000	7,488,505	0.20
HK GOVT BOND PROGRAMME 0.61% 05FEB2018	172,000,000	22,169,911	0.60
HK GOVT BOND PROGRAMME 1.02% 10APR2017	30,000,000	3,877,366	0.10
HONG KONG (GOVT OF) 0.8% 27AUG2027	54,000,000	6,259,674	0.17
HONG KONG (GOVT OF) 1.32% 23DEC2019	88,000,000	11,361,931	0.31
HONG KONG (GOVT OF) 1.34% 24JUN2019	80,000,000	10,360,697	0.28
HONG KONG (GOVT OF) 1.35% 25MAR2019	90,000,000	11,705,982	0.31
HONG KONG (GOVT OF) 1.47% 20FEB2019	100,000,000	13,064,337	0.35
HONG KONG (GOVT OF) 1.61% 10DEC2018	67,000,000	8,738,973	0.23
HONG KONG (GOVT OF) 1.73% 20FEB2024	54,000,000	7,006,855	0.19
HONG KONG (GOVT OF) 1.96% 03JUN2024	70,000,000	9,175,712	0.25
HONG KONG (GOVT OF) 2.16% 9DEC2019	70,000,000	9,266,862	0.25
HONG KONG (GOVT OF) 2.22% 07AUG2024	35,000,000	4,649,070	0.13
HONG KONG (GOVT OF) 2.24% 27AUG2029	26,000,000	3,489,726	0.09
HONG KONG (GOVT OF) 2.53% 22JUN2020	72,000,000	9,659,348	0.26
HONG KONG (GOVT OF) 2.6% 20AUG2024	55,000,000	7,586,776	0.20
HONG KONG (GOVT OF) 2.71% 20FEB2023	51,000,000	7,044,711	0.19
HONG KONG (GOVT OF) 2.93% 13JAN2020	318,000,000	43,549,887	1.17
HONG KONG (GOVT OF) 2.95% 24FEB2025	55,000,000	7,796,038	0.21
HONG KONG (GOVT OF) 3.32% 25FEB2026	15,000,000	2,200,162	0.06
HONG KONG (GOVT OF) 3.52% 5DEC2017	49,000,000	6,489,628	0.17
HONG KONG (GOVT OF) 4.65% 29AUG2022	54,000,000	8,212,073	0.22
HONG KONG (GOVT OF) 5.125% 23JUL2019	66,500,000	9,500,625	0.26
HONG KONG (GOVT) 0.55% 05DEC2022	70,000,000	8,480,060	0.23
HONG KONG (GOVT) 0.97% 20JUN2022	70,000,000	8,734,651	0.23
HONG KONG (GOVT) 05Y1812 1.17% 19DEC2018	87,000,000	11,247,355	0.30
HONG KONG (GOVT) 1.1% 17JAN2023	120,000,000	15,069,949	0.40
HONG KONG (GOVT) 1.19% 06DEC2021	70,000,000	8,881,132	0.24
HONG KONG (GOVT) 1.49% 30SEP2019	40,000,000	5,212,867	0.14
HONG KONG (GOVT) 1.51% 24FEB2027	54,000,000	6,773,617	0.18

	2016年12月31日 現在保有数	2016年12月31日 現在における 公正価値(米ドル)	2016年12月31日 現在における 純資産総額に 占める割合(%)
HONG KONG (GOVT) 1.84% 09DEC2024	73,000,000	9,476,970	0.25
HONG KONG (GOVT) 10GB2108 2.46% 4AUG2021	152,000,000	20,626,078	0.55
HONG KONG (GOVT) 10Y1806 3.56% 25JUN2018	67,000,000	8,971,408	0.24
HONG KONG (GOVT) 10Y2012 2.44% 7DEC2020	74,000,000	9,931,533	0.27
HONG KONG (GOVT) 10Y2106 2.31% 21JUN2021	73,000,000	9,753,857	0.26
HONG KONG GOVERNMENT 0.67% 21MAY2018	78,000,000	10,028,540	0.27
HONG KONG GOVERNMENT 1.94% 04DEC2023	40,000,000	5,240,759	0.14
HONG KONG(GOVT OF) 1.68% 21JAN2026	19,000,000	2,400,236	0.07
HONG KONG(GOVT OF)10Y1906 2.64% 10JUN19	68,000,000	9,092,045	0.24
		412,911,546	11.07

インドネシア (7.25%)

INDONESIA (GOVT OF) 8.75% 15MAY2031	115,000,000,000	9,027,739	0.24
INDONESIA (REP OF) 10% 15FEB2028 FR47	69,000,000,000	6,044,347	0.16
INDONESIA (REP OF) 10.25% 15JUL2022 FR43	38,000,000,000	3,287,588	0.09
INDONESIA (REP OF) 10.5% 15AUG2030 FR52	112,000,000,000	10,180,882	0.27
INDONESIA (REP OF) 10.5% 15JUL2038 FR50	54,000,000,000	4,967,962	0.13
INDONESIA (REP OF) 11% 15SEP2025 FR40	76,000,000,000	6,855,645	0.18
INDONESIA (REP OF) 11.5% 15SEP2019 FR36	53,000,000,000	4,454,318	0.12
INDONESIA (REP OF) 11.6% 15AUG2018 FR38	10,500,000,000	866,369	0.02
INDONESIA (REP OF) 11.75% 15AUG23 FR39	20,000,000,000	1,853,687	0.05
INDONESIA (REP OF) 12% 15SEP2026 FR37	14,000,000,000	1,355,748	0.04
INDONESIA (REP OF) 12.8% 15JUN2021 FR34	31,000,000,000	2,766,374	0.07
INDONESIA (REP OF) 12.9% 15JUN2022 FR35	26,000,000,000	2,389,905	0.06
INDONESIA (REP OF) 5.25% 15MAY2018	151,000,000,000	11,030,427	0.30
INDONESIA (REP OF) 6.375% 15APR2042	37,000,000,000	2,179,989	0.06
INDONESIA (REP OF) 6.625% 15MAY2033	121,000,000,000	7,733,844	0.21
INDONESIA (REP OF) 7% 15MAY2022 FR61	70,000,000,000	5,127,893	0.14
INDONESIA (REP OF) 7% 15MAY2027 FR59	78,000,000,000	5,541,443	0.15
INDONESIA (REP OF) 8.25% 15JUL2021	194,100,000,000	15,354,926	0.41
INDONESIA (REP OF) 8.25% 15JUN2032 FR58	117,000,000,000	8,688,092	0.23
INDONESIA (REP OF) 8.25% 15MAY2036	220,000,000,000	16,646,225	0.45
INDONESIA (REP OF) 8.375% 15MAR2024	432,000,000,000	33,656,678	0.90
INDONESIA (REP OF) 8.375% 15MAR2034	175,000,000,000	13,406,291	0.36
INDONESIA (REP OF) 8.375% 15SEP2026 FR56	236,000,000,000	18,601,585	0.50

	2016年12月31日 現在保有数	2016年12月31日 現在における 公正価値(米ドル)	2016年12月31日 現在における 純資産総額に 占める割合(%)
INDONESIA (REP OF) 9% 15MAR2029	172,000,000,000	13,871,948	0.37
INDONESIA (REP OF) 9% 15SEP2018 FR48	15,000,000,000	1,174,532	0.03
INDONESIA (REP OF) 9.5% 15JUL2023 FR46	44,000,000,000	3,701,371	0.10
INDONESIA (REP OF) 9.5% 15JUL2031 FR54	129,000,000,000	10,975,483	0.30
INDONESIA (REP OF) 9.5% 15MAY2041 FR57	36,000,000,000	3,015,845	0.08
INDONESIA (REP OF) 9.75% 15MAY2037 FR45	20,000,000,000	1,724,691	0.05
INDONESIA GOVERNMENT 5.625% 15MAY2023	175,000,000,000	11,728,437	0.32
INDONESIA GOVERNMENT 6.125% 15MAY2028	30,000,000,000	1,928,578	0.05
INDONESIA GOVERNMENT 7.875% 15APR2019	195,000,000,000	14,842,553	0.40
INDONESIA GOVT 10% 15SEP2024 FR44	32,000,000,000	2,741,132	0.07
INDONESIA GOVT 10.25% 15JUL2027 SER FR42	44,000,000,000	3,935,160	0.11
INDONESIA GOVT 11% 15NOV2020 SER FR31	104,000,000,000	8,713,025	0.23

270,370,712 7.25

シンガポール (15.62%)

HOUSING &DEVELOPMENT 2.1% 03NOV2020	14,000,000	9,671,454	0.26
HOUSING &DEVELOPMENT 2.545% 04JUL2031	1,000,000	639,127	0.02
HOUSING &DEVELOPMENT BRD 1.23% 30JAN2018	6,000,000	4,151,833	0.11
HOUSING &DEVELOPMENT BRD 2.088% 30AUG2022	8,000,000	5,427,301	0.15
HOUSING &DEVELOPMENT BRD 2.5% 29JAN2023	10,000,000	6,912,168	0.18
HOUSING &DEVELOPMENT BRD 2.505% 27JUN2024	11,000,000	7,448,706	0.20
LAND TRANSPORT AUTHORITY 2.9% 19JUN2023	2,000,000	1,400,923	0.04
SINGAPORE (GOVT OF) 0.5% 01APR2018	58,500,000	40,139,845	1.08
SINGAPORE (GOVT OF) 2.125% 01JUN2026	23,500,000	15,798,396	0.42
SINGAPORE (GOVT OF) 2.25% 1JUN2021	48,300,000	34,075,863	0.91
SINGAPORE (GOVT OF) 2.375% 1APR2017	13,700,000	9,555,699	0.26
SINGAPORE (GOVT OF) 2.5% 1JUN2019	57,600,000	40,839,462	1.09
SINGAPORE (GOVT OF) 2.75% 01APR2042	36,500,000	25,550,193	0.68
SINGAPORE (GOVT OF) 2.75% 01JUL2023	56,000,000	40,361,142	1.08
SINGAPORE (GOVT OF) 2.875% 01SEP2030	38,000,000	26,996,157	0.72
SINGAPORE (GOVT OF) 3% 01SEP2024	48,700,000	35,393,776	0.95
SINGAPORE (GOVT OF) 3.125% 01SEP2022	41,800,000	30,794,619	0.83
SINGAPORE (GOVT OF) 3.375% 01SEP2033	29,400,000	22,231,257	0.60
SINGAPORE (GOVT OF) 3.5% 1MAR2027	43,300,000	32,724,767	0.88

	2016年12月31日 現在保有数	2016年12月31日 現在における 公正価値(米ドル)	2016年12月31日 現在における 純資産総額に 占める割合(%)
SINGAPORE (GOVT OF) 4% 1SEP2018	44,350,000	32,411,445	0.87
SINGAPORE (REP OF) 2% 01JUL2020	25,000,000	17,642,248	0.47
SINGAPORE GOV 1.625% 01OCT2019	43,900,000	30,518,798	0.82
SINGAPORE GOVERNMENT 1.375% 01OCT2017	12,500,000	8,689,090	0.23
SINGAPORE GOVERNMENT 2.25% 01AUG2036	14,000,000	9,066,975	0.24
SINGAPORE GOVERNMENT 2.75% 01MAR2046	29,500,000	20,709,631	0.55
SINGAPORE GOVERNMENT 2.875% 01JUL2029	22,000,000	15,753,665	0.42
SINGAPORE GOVERNMENT 3.25% 1SEP2020	37,750,000	27,809,911	0.75
SINGAPORE (GOVT OF) 2.375% 01JUN2025	22,700,000	15,639,249	0.42
SP POWERASSETS LTD 4.84% 22OCT2018	4,100,000	3,004,853	0.08
TEMASEK FINANCIAL I LTD 3.265% 19FEB2020	10,000,000	7,190,974	0.19
TEMASEK FINANCIAL I LTD 4.2% 02AUG2050	5,750,000	4,401,638	0.12
		582,951,165	15.62

	2016年12月31日 現在保有数	2016年12月31日 現在における 公正価値(米ドル)	2016年12月31日 現在における 純資産総額に 占める割合(%)
大韓民国 (17.11%)			
(D) KOREA (REP OF) 2% 10MAR2020	17,000,000,000	14,275,830	0.38
(D) KOREA (REP OF) 2% 10SEP2020	26,000,000,000	21,819,360	0.59
(D) KOREA (REP OF) 3.5% 10MAR2024	22,000,000,000	20,199,882	0.54
(D) KOREA TREASURY 3.75% 10DEC2033	26,200,000,000	26,597,868	0.71
(D) KOREA TREASURY BOND 1.375% 10SEP2021	13,900,000,000	11,318,540	0.30
(D) KOREA TREASURY BOND 1.5% 10JUN2019	19,000,000,000	15,684,232	0.42
(D) KOREA TREASURY BOND 1.5% 10SEP2036	5,000,000,000	3,720,812	0.10
(D) KOREA TREASURY BOND 1.625% 10JUN2018	56,000,000,000	46,415,981	1.24
(D) KOREA TREASURY BOND 1.75% 10DEC2018	25,000,000,000	20,764,869	0.56
(D) KOREA TREASURY BOND 1.875% 10JUN2026	31,000,000,000	25,211,800	0.68
(D) KOREA TREASURY BOND 2% 10MAR2021	30,000,000,000	25,168,277	0.67
(D) KOREA TREASURY BOND 2% 10MAR2046	34,000,000,000	27,114,548	0.73
(D) KOREA TREASURY BOND 2.25% 10DEC2025	16,000,000,000	13,422,953	0.36
(D) KOREA TREASURY BOND 2.25% 10JUN2025	5,000,000,000	4,193,737	0.11
(D) KOREA TREASURY BOND 2.625% 10SEP2035	21,000,000,000	18,737,069	0.50
(D) KOREA TREASURY BOND 2.75% 10DEC2044	11,000,000,000	10,165,947	0.27
(D) KOREA TREASURY BOND 2.75% 10MAR2018	47,000,000,000	39,780,920	1.07
(D) KOREA TREASURY BOND 2.75% 10SEP2019	24,000,000,000	20,597,139	0.55
(D) KOREA TREASURY BOND 3% 10DEC2042	25,000,000,000	24,011,487	0.64
(D) KOREA TREASURY BOND 3% 10MAR2023	19,000,000,000	16,820,396	0.45
(D) KOREA TREASURY BOND 3% 10SEP2024	10,000,000,000	8,897,445	0.24
(D) KOREA TREASURY BOND 3.25% 10SEP2018	23,000,000,000	19,743,780	0.53
(D) KOREA TREASURY BOND 3.375% 10SEP2023	16,000,000,000	14,524,021	0.39
(D) KOREA TREASURY BOND 3.75% 10JUN2022	14,000,000,000	12,707,412	0.34
(D) KOREA TREASURY BOND 4% 10DEC2031	21,000,000,000	21,487,548	0.58
(D) KOREA TREASURY BOND 4.25% 10JUN2021	27,000,000,000	24,691,524	0.66
(D) KOREA TREASURY BOND 4.75% 10DEC2030	12,000,000,000	13,054,806	0.35
(D) KOREA TREASURY BOND 5% 10JUN2020	23,000,000,000	21,145,713	0.57
(D) KOREA TREASURY BOND 5.25% 10MAR2027	6,000,000,000	6,470,318	0.17
(D) KOREA TREASURY BOND 5.5% 10DEC2029	13,000,000,000	14,863,352	0.40
(D) KOREA TREASURY BOND 5.5% 10MAR2028	9,000,000,000	10,073,858	0.27
(D) KOREA TREASURY BOND 5.75% 10MAR2026	11,000,000,000	12,031,821	0.32
(D) KOREA TREASURY BOND 5.75% 10SEP2018 1809	38,000,000,000	34,165,832	0.92
(D) KOREA WESTERN PWR 3.46% 12SEP2018	10,000,000,000	8,519,540	0.23
(D) KOREA (REPUBLIC OF) 2% 10DEC2017	12,000,000,000	9,986,935	0.27
		638,385,552	17.11

	2016年12月31日 現在保有数	2016年12月31日 現在における 公正価値(米ドル)	2016年12月31日 現在における 純資産総額に 占める割合(%)
タイ (9.50%)			
BANK OF THAILAND BOND 1.49% 23FEB2018	270,000,000	7,569,900	0.20
BANK OF THAILAND BOND 1.55% 20JUL2018	180,000,000	5,051,418	0.13
BANK OF THAILAND BOND 2.2% 26JAN2018	60,000,000	1,701,590	0.05
BANK OF THAILAND BOND 2.66% 21JUL2017	170,000,000	4,831,197	0.13
THAILAND (GOVT OF) 1.875% 17JUN2022	100,000,000	2,742,196	0.07
THAILAND (GOVT OF) 2.8% 10OCT2017	260,000,000	7,374,177	0.20
THAILAND (GOVT OF) 3.25% 16JUN2017	36,500,000	1,028,523	0.03
THAILAND (GOVT OF) 3.4% 17JUN2036	400,000,000	11,440,813	0.31
THAILAND (GOVT OF) 3.45% 8MAR2019	330,000,000	9,659,221	0.26
THAILAND (GOVT OF) 3.58% 17DEC2027	288,000,000	8,517,109	0.23
THAILAND (GOVT OF) 3.625% 16JUN2023	792,000,000	23,655,806	0.63
THAILAND (GOVT OF) 3.65% 17DEC2021	794,500,000	23,796,601	0.64
THAILAND (GOVT OF) 3.65% 20JUN2031	248,000,000	7,291,593	0.19
THAILAND (GOVT OF) 3.775% 25JUN2032	263,000,000	7,764,218	0.21
THAILAND (GOVT OF) 3.85% 12DEC2025	670,000,000	20,524,832	0.55
THAILAND (GOVT OF) 3.875% 13JUN2019	1,526,500,000	44,892,339	1.20
THAILAND (GOVT OF) 3.875% 07MAR2018	35,000,000	1,015,930	0.03
THAILAND (GOVT OF) 4.5% 9APR2024	89,000,000	2,828,624	0.08
THAILAND (GOVT OF) 4.675% 29JUN2044	983,000,000	33,543,364	0.90
THAILAND (GOVT OF) 4.75% 20DEC2024	160,000,000	5,161,830	0.14
THAILAND (GOVT OF) 4.85% 17JUN2061	281,000,000	10,108,941	0.27
THAILAND (GOVT OF) 4.875% 22JUN2029	694,000,000	23,183,856	0.62
THAILAND (GOVT OF) 5.125% 08NOV2022	51,000,000	1,651,487	0.04
THAILAND (GOVT OF) 5.375% 03DEC2019	129,000,000	3,980,141	0.11
THAILAND (GOVT OF) 5.5% 13AUG2019	95,000,000	2,960,538	0.08
THAILAND (GOVT OF) 5.5% 13MAR2023	150,000,000	5,000,628	0.13
THAILAND (GOVT OF) 5.67% 13MAR2028	164,000,000	5,823,788	0.16
THAILAND (GOVT OF) 6.15% 07JUL2026	150,000,000	5,564,525	0.15
THAILAND GOVERN BOND 2.125% 17DEC2026	70,000,000	1,868,562	0.05
THAILAND GOVERNMENT BOND 2.55% 26JUN2020	965,000,000	27,544,962	0.74
THAILAND GOVERNMENT BOND 4% 17JUN2066	99,000,000	2,968,235	0.08
THAILAND GOVT BOND 5.125% 13MAR2018	395,500,000	11,677,793	0.31
THAILAND GOVT BOND 5.625% 12JAN2019	296,000,000	9,133,324	0.24
THAILAND GOVT BOND 5.85% 31MAR2021 06-5	288,000,000	9,393,236	0.25
THAILAND (GOVT OF) 3.8% 14JUN2041	109,000,000	3,255,118	0.09
		354,506,415	9.50

非上場有価証券に対する投資

	2016年12月31日 現在保有数	2016年12月31日 現在における 公正価値(米ドル)	2016年12月31日 現在における 純資産総額に 占める割合(%)
香港 (0.62%)			
CHINA DEVELOPMENT BANK HK 3.2% 30MAR2017	50,000,000	6,477,388	0.18
MTR CORP (C.I.) 4.28% 6JUL2020 EMTN	35,000,000	4,838,176	0.13
MTR CORP (C.I.) 4.75% 11MAY2020	22,000,000	3,069,113	0.08
MTR CORP (C.I.) 4.9% 25JUN2018	3,000,000	412,029	0.01
URBAN RENEWAL AUTHORITY 1.5% 13JUL2017	20,000,000	2,588,924	0.07
URBAN RENEWAL AUTHORITY 1.65% 17JAN2020	45,000,000	5,721,492	0.15
URBAN RENEWAL AUTHORITY 1.75% 02AUG2019	1,000,000	128,246	0.00
		23,235,368	0.62
マレーシア (10.97%)			
MALAYSIA (GOVT OF) 3.418% 15AUG2022	56,000,000	12,212,649	0.33
MALAYSIA (GOVT OF) 3.58% 28SEP2018	67,000,000	15,088,666	0.40
MALAYSIA (GOVT OF) 3.62% 30NOV2021	77,000,000	17,193,915	0.46
MALAYSIA (GOVT OF) 3.659% 15OCT2020	61,000,000	13,658,924	0.37
MALAYSIA (GOVT OF) 3.716% 23MAR2021	8,200,000	1,823,733	0.05
MALAYSIA (GOVT OF) 3.759% 15MAR2019	31,000,000	7,075,465	0.19
MALAYSIA (GOVT OF) 3.892% 15MAR2027	39,000,000	8,307,813	0.22
MALAYSIA (GOVT OF) 3.99% 15OCT2025	28,000,000	6,099,706	0.16
MALAYSIA (GOVT OF) 4.498% 15APR2030	91,000,000	19,963,781	0.54
MALAYSIA (GOVT OF) 4.709% 15SEP2026	1,000,000	229,801	0.01
MALAYSIA (GOVT OF) 4.736% 15MAR2046	30,000,000	6,879,265	0.18
MALAYSIA (GOVT OF) 4.786% 31OCT2035	30,000,000	6,811,605	0.18
MALAYSIA (GOVT OF) 5.734% 30JUL2019	34,000,000	8,154,163	0.22
MALAYSIA GOVERNMENT 3.8% 17AUG2023	70,000,000	15,553,493	0.42
MALAYSIA GOVERNMENT 3.9% 30NOV2026	65,000,000	14,155,503	0.38
MALAYSIA GOVERNMENT 4.254% 31MAY2035	17,000,000	3,585,952	0.10
MALAYSIA GOVT 3.654% 31OCT2019	73,200,000	16,427,033	0.44
MALAYSIA INVESTMNT ISSUE 3.576%15MAY2020	1,000,000	221,824	0.01
MALAYSIA INVESTMNT ISSUE 3.699%15NOV2022	2,000,000	436,822	0.01
MALAYSIA INVESTMNT ISSUE 3.704% 30SEP2019	2,000,000	448,571	0.01

	2016年12月31日 現在保有数	2016年12月31日 現在における 公正価値(米ドル)	2016年12月31日 現在における 純資産総額に 占める割合(%)
MALAYSIA INVESTMNT ISSUE 3.871% 08AUG2028	10,000,000	2,104,832	0.06
MALAYSIA INVESTMNT ISSUE 3.899%15JUN2027	10,000,000	2,104,416	0.06
MALAYSIA INVESTMNT ISSUE 4.07% 30SEP2026	70,000,000	15,369,863	0.41
MALAYSIA INVESTMNT ISSUE 4.17% 30APR2021	19,000,000	4,284,713	0.11
MALAYSIA INVESTMNT ISSUE 4.284%15JUN2020	14,000,000	3,166,324	0.09
MALAYSIA INVESTMNT ISSUE 4.295%31OCT2018	20,000,000	4,539,615	0.12
MALAYSIA INVESTMNT ISSUE 4.39% 07JUL2023	30,000,000	6,935,004	0.19
MALAYSIA INVESTMNT ISSUE 4.444% 22MAY2024	8,500,000	1,912,197	0.05
MALAYSIA INVESTMNT ISSUE 4.492% 30APR2020	7,420,000	1,699,214	0.05
MALAYSIAN (GOVT OF) 3.314% 31OCT2017	18,420,000	4,135,710	0.11
MALAYSIAN (GOVT OF) 3.48% 15MAR2023	43,500,000	9,394,219	0.25
MALAYSIAN (GOVT OF) 3.492% 31MAR2020	96,000,000	21,450,027	0.58
MALAYSIAN (GOVT OF) 3.502% 31MAY2027	16,300,000	3,315,588	0.09
MALAYSIAN (GOVT OF) 3.795% 30SEP2022	18,300,000	4,047,971	0.11
MALAYSIAN (GOVT OF) 3.955% 15SEP2025	71,000,000	15,543,547	0.42
MALAYSIAN (GOVT OF) 4.048% 30SEP2021	32,000,000	7,263,076	0.19

	2016年12月31日 現在保有数	2016年12月31日 現在における 公正価値(米ドル)	2016年12月31日 現在における 純資産総額に 占める割合(%)
MALAYSIAN (GOVT OF) 4.127% 15APR2032	15,000,000	3,129,013	0.08
MALAYSIAN (GOVT OF) 4.16% 15JUL2021	91,000,000	20,963,824	0.56
MALAYSIAN (GOVT OF) 4.181% 15JUL2024	35,200,000	7,933,845	0.21
MALAYSIAN (GOVT OF) 4.232% 30JUN2031	50,200,000	10,899,039	0.29
MALAYSIAN (GOVT OF) 4.392% 15APR2026	29,000,000	6,499,474	0.17
MALAYSIAN GOVERNMENT 3.26% 01MAR2018	52,000,000	11,693,123	0.31
MALAYSIAN GOVERNMENT 3.733% 15JUN2028	26,500,000	5,437,660	0.15
MALAYSIAN GOVERNMENT 3.844% 15APR2033	39,000,000	7,788,326	0.21
MALAYSIAN GOVERNMENT 3.889% 31JUL2020	28,500,000	6,491,562	0.17
MALAYSIAN GOVERNMENT 4.24% 07FEB2018	6,000,000	1,371,409	0.04
MALAYSIAN GOVERNMENT 4.837% 15JUL2025	17,670,000	4,144,591	0.11
MALAYSIAN GOVERNMENT 4.935% 30SEP2043	20,000,000	4,522,464	0.12
MALAYSIAN GOVERNMENT 5.248% 15SEP2028	19,000,000	4,515,600	0.12
MALAYSIAN GOVT 4.012% 15SEP2017 0210	9,000,000	2,042,875	0.05
MALAYSIAN GOVT 4.378% 29NOV2019	108,000,000	24,654,888	0.66
SYARIKAT PRASARANA NEGAR 3.77% 06SEP2022	5,000,000	1,104,564	0.03
SYARIKAT PRASARANA NEGAR 4.4% 30MAY2018	10,000,000	2,249,370	0.06
SYARIKAT PRASARANA NEGAR 4.85% 27SEP2024	5,000,000	1,160,642	0.03
SYARIKAT PRASARANA NEGAR 5.07% 28SEP2029	5,000,000	1,161,564	0.03
		409,358,833	10.97

フィリピン (5.65%)

PHILIPPINE (GOVT OF) 4% 06DEC2022	80,000,000	1,598,839	0.04
PHILIPPINE (GOVT OF) 3.375% 20AUG2020	570,000,000	11,455,500	0.31
PHILIPPINE (GOVT OF) 3.5% 21APR2023	420,000,000	8,210,757	0.22
PHILIPPINE (GOVT OF) 3.875% 22NOV2019	888,000,000	18,078,767	0.48
PHILIPPINE (GOVT OF) 5.875% 31JAN2018	25,000,000	528,524	0.01
PHILIPPINE (GOVT OF) 7.875% 19FEB2019	369,000,000	8,194,968	0.22
PHILIPPINE (REP OF) 2.125% 23MAY2018	710,000,000	14,156,423	0.38
PHILIPPINE GOVERNMENT 3.625% 09SEP2025	460,000,000	8,796,912	0.24
PHILIPPINE GOVERNMENT 4.625% 09SEP2040	450,000,000	8,786,709	0.24
PHILIPPINE (GOVT OF) 3.5% 20MAR2021	300,000,000	6,009,344	0.16
PHILIPPINE (GOVT OF) 4.125% 20AUG2024	345,000,000	6,911,097	0.19

	2016年12月31日 現在保有数	2016年12月31日 現在における 公正価値(米ドル)	2016年12月31日 現在における 純資産総額に 占める割合(%)
PHILIPPINES (REP OF) 10.25% 19JAN2026	77,000,000	2,148,343	0.06
PHILIPPINES (REP OF) 18.25% 29NOV2025	50,000,000	1,845,261	0.05
PHILIPPINES (REP OF) 3.625% 21MAR2033	415,000,000	7,464,196	0.20
PHILIPPINES (REP OF) 4.75% 13SEP2022	113,000,000	2,358,819	0.06
PHILIPPINES (REP OF) 4.875% 02AUG2022	90,000,000	1,899,208	0.05
PHILIPPINES (REP OF) 5% 18AUG2018 7-51	237,000,000	4,964,999	0.13
PHILIPPINES (REP OF) 5.75% 16AUG2037	50,000,000	1,120,876	0.03
PHILIPPINES (REP OF) 5.75% 24NOV2021	120,000,000	2,575,504	0.07
PHILIPPINES (REP OF) 5.875% 16DEC2020	45,000,000	960,183	0.03
PHILIPPINES (REP OF) 6.375% 19JAN2022	105,000,000	2,352,289	0.06
PHILIPPINES (REP OF) 6.5% 28APR2021	170,000,000	3,737,258	0.10
PHILIPPINES (REP OF) 7.75% 18FEB2020	50,000,000	1,133,303	0.03
PHILIPPINES (REP OF) 8% 19JUL2031	1,846,174,950	48,989,151	1.31
PHILIPPINES (REP OF) 8% 30SEP2035	110,000,000	2,985,323	0.08
PHILIPPINES (REP OF) 8.125% 16DEC2035	656,902,627	17,807,945	0.48
PHILIPPINES (REP OF) 8.5% 29NOV2032	100,000,000	2,724,069	0.07
PHILIPPINES (REP OF) 8.625% 06SEP2027	54,000,000	1,413,692	0.04
PHILIPPINES (REP OF) 8.75% 27MAY2030	180,000,000	4,850,877	0.13
PHILIPPINES (REP OF) 9.25% 05NOV2034	113,000,000	3,323,983	0.09
PHILIPPINES (REP OF) 9.375% 05OCT2031	50,000,000	1,439,436	0.04
PHILIPPINES (REP OF) 9.5% 04DEC2028	66,000,000	1,819,190	0.05
		210,641,745	5.65
上場/取引価格のある債券合計		3,702,315,913	99.23
債券合計		3,702,315,913	99.23
投資有価証券合計(取得原価ベース)		3,982,600,593	

投資ポートフォリオ(続き)

2016年12月31日現在(未監査)

	2016年12月31日現在 における公正価値 (米ドル)	2016年12月31日現在における 純資産総額に占める割合 (%)
投資有価証券の配分(Markit iBoxx)		
(a) 格付別		
AAA	944,551,771	25.32
AA	1,432,825,442	38.40
A	403,682,693	10.82
BBB	545,994,055	14.63
BB	270,370,712	7.25
格付なし	104,891,240	2.81
	3,702,315,913	99.23
投資ポートフォリオ		
(b) 資産種別		
債 券	3,695,838,525	99.05
金融市場証券	6,477,388	0.18
	3,702,315,913	99.23
(c) 業種別		
金 融	141,755,234	3.80
政 府	3,535,040,828	94.75
工 業	13,995,458	0.37
公益事業	11,524,393	0.31
	3,702,315,913	99.23

投資ポートフォリオ(続き)

2016年12月31日現在(未監査)

上位10銘柄

	2016年12月31日現在 における公正価値 (米ドル)	2016年12月31日現在 における純資産総額に 占める割合 (%)
PHILIPPINES (REP OF) 8% 19JUL2031	48,989,151	1.31
(D) KOREA TREASURY BOND 1.625% 10JUN2018	46,415,981	1.24
THAILAND (GOVT OF) 3.875% 13JUN2019	44,892,339	1.20
CHINA (GOVT OF) 3.52% 25APR2046 (INTERBANK)	44,182,363	1.18
HONG KONG (GOVT OF) 2.93% 13JAN2020	43,549,887	1.17
SINGAPORE (GOVT OF) 2.5% 1JUN2019	40,839,462	1.09
SINGAPORE (GOVT OF) 2.75% 01JUL2023	40,361,142	1.08
SINGAPORE (GOVT OF) 0.5% 01APR2018	40,139,845	1.08
(D) KOREA TREASURY BOND 2.75% 10MAR2018	39,780,920	1.07
CHINA GOVT BOND 2.58% 14APR2021 (INTERBANK)	35,754,991	0.96
	424,906,081	11.38

注：上記明細表は、本信託の2016年の中間報告書に基づいております。

本信託は、主にアジア通貨建ての債券に投資を行いますが、本信託の投資はかかる有価証券には限られません。

【投資不動産明細表】

該当事項はありません。

【その他投資資産明細表】

該当事項はありません。

【借入金明細表】

該当事項はありません。

4【管理会社の概況】

(1)【資本金の額】

(2016年12月31日現在)

資本金の額	1,360,000シンガポール・ドル (109,480,000円)
発行する株式の総数	該当なし
発行済株式総数	1株1シンガポール・ドルの普通株式 1,360,000株

(2)【事業の内容及び営業の状況】

本マネージャーは、東南アジアにおいて新しいビジネスとサービス顧客を開拓するため、2000年に設立されました。本マネージャーは、ファンド運用についての資本市場業務許可を有しており、シンガポール通貨庁の監督下にあり、免除されたファイナンシャル・アドバイザーです。本マネージャーは、顧客に対し、幅広い投資戦略の配列及び革新的な投資解決法を提供します。さらに詳細な情報は、本マネージャーのホームページを参照してください。

<http://www.ssga.com/home.html>

本マネージャーは、下記のようなETF投資運用業に従事しています。

(2016年12月31日現在)

国	種 類	ファンド本数	純資産額の合計額	
			シンガポール・ドル/米ドル	円
シンガポール	株式投資信託	1	527,084,595 シンガポール・ドル	42,430,309,898
アジア地域	債券投資信託*	1	3,731,029,352 米ドル	422,240,591,766

注： これらの数値は、関連する為替トレードファンドの未監査の中間財務書類に基づいております。

* 本信託を、債券投資信託と分類していますが、本信託の投資は債券に限定されるものではありません。

(3)【その他】

半期報告書提出前6月以内において、訴訟事件その他本信託又は管理会社に重要な影響を及ぼした事実
該当事項はありません。

訴訟事件その他本信託又は管理会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実
該当事項はありません。

5【管理会社の経理の概況】

- (1) 本書に記載された管理会社の日本語の財務書類(以下「日本語財務書類」といいます。)は、シンガポール財務報告基準に従って英文で作成された原文の財務書類(以下「原財務書類」といいます。)を翻訳したものです。この日本語財務書類は、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項但書きの規定の適用によるものです。
- (2) 原財務書類は外国監査法人等(「公認会計士法」(昭和23年法律第103号)第1条の3第7項に規定されている外国監査法人等をいう。)であるシンガポールにおける独立監査人であるアーンスト・アンド・ヤング・エルエルピー(Ernst & Young LLP)によってシンガポールの監査基準に従い監査され、監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該証明に係る監査報告書を添付しています。
- (3) 管理会社の原財務書類はシンガポール・ドルで作成され表示されていますが、日本語財務書類には主要な係数について円換算額も併記されています。日本円への換算に適用した為替相場は、株式会社三菱東京UFJ銀行がシンガポール・ドルの対円直物電信為替売買相場仲値として2017年3月1日に顧客に提示した相場：1シンガポール・ドル=80.50円です。
- (4) 上記円換算額は原財務書類に記載されておらず、上記(2)で述べた独立監査人による監査を受けていません。

(1)【資産及び負債の状況】

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・シンガポール・リミテッド

財政状態計算書(貸借対照表)

2015年12月31日現在の財政状態計算書(貸借対照表)

	注記	2015年度		2014年度	
		千シンガポール・ ドル	千円	千シンガポール・ ドル	千円
非流動資産					
有形固定資産	8	4	322	11	886
前払、預金及びその他 受取債権	10	14	1,127	13	1,047
		18	1,449	24	1,932
流動資産					
受取債権	9	1,624	130,732	2,446	196,903
前払、預金及びその他 受取債権	10	73	5,877	65	5,233
現金及び現金同等物	12	25,261	2,033,511	22,235	1,789,918
		26,958	2,170,119	24,746	1,992,053
流動負債					
その他未払及び発生債務	13	3,030	243,915	2,699	217,270
兄弟会社に対する債務	11	230	18,515	163	13,122
未払税金債務		456	36,708	531	42,746
		3,716	299,138	3,393	273,137
正味流動資産		23,242	1,870,981	21,353	1,718,917
正味資産		23,260	1,872,430	21,377	1,720,849
本マネージャーの株主に 帰属する持分					
株式資本	14	1,360	109,480	1,360	109,480
資本準備金		20	1,610	20	1,610
留保利益		21,880	1,761,340	19,997	1,609,759
資本合計		23,260	1,872,430	21,377	1,720,849

(2)【損益の状況】

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・シンガポール・リミテッド

損益及びその他包括利益計算書

2015年12月31日に終了した事業年度

	注記	2015年度		2014年度 (再表示)	
		千シンガポール・ ドル	千円	千シンガポール・ ドル	千円
収益					
収益	4	8,665	697,533	9,076	730,618
雑収入		23	1,852	14	1,127
為替差益		201	16,181	95	7,648
収益合計		<u>8,889</u>	<u>715,565</u>	<u>9,185</u>	<u>739,393</u>
営業費用					
給与及び従業員福利費	5	3,841	309,201	2,810	226,205
減価償却費	8	7	564	60	4,830
その他営業費用	6	2,703	217,592	2,923	235,302
営業費用合計		<u>6,551</u>	<u>527,356</u>	<u>5,793</u>	<u>466,337</u>
税引前利益		<u>2,338</u>	<u>188,209</u>	<u>3,392</u>	<u>273,056</u>
所得税	7	455	36,628	440	35,420
当期利益		<u>1,883</u>	<u>151,582</u>	<u>2,952</u>	<u>237,636</u>
その他当期税引後包括利益		-	-	-	-
本マネージャーの株主に 帰属する当期包括利益合計		<u>1,883</u>	<u>151,582</u>	<u>2,952</u>	<u>237,636</u>

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・シンガポール・リミテッド

株主持分変動計算書

2015年12月31日に終了した事業年度

	株式資本		資本準備金		留保利益		合 計	
	千シンガポ ール・ドル	千円	千シンガポ ール・ドル	千円	千シンガポ ール・ドル	千円	千シンガポ ール・ドル	千円
2014年1月1日現在	1,360	109,480	20	1,610	17,045	1,372,123	18,425	1,483,213
当期包括利益合計	-	-	-	-	2,952	237,636	2,952	237,636
2014年12月31日及び2015 年1月1日現在	1,360	109,480	20	1,610	19,997	1,609,759	21,377	1,720,849
当期包括利益合計	-	-	-	-	1,883	151,582	1,883	151,582
2015年12月31日現在	1,360	109,480	20	1,610	21,880	1,761,340	23,260	1,872,430

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・シンガポール・リミテッド

キャッシュ・フロー計算書

2015年12月31日に終了した事業年度

	注記	2015年度		2014年度	
		千シンガポール・ ドル	千円	千シンガポール・ ドル	千円
営業活動による キャッシュ・フロー					
税引前利益		2,338	188,209	3,392	273,056
調整:					
減価償却費	8	7	564	60	4,830
		2,345	188,773	3,452	277,886
受取債権の減少	9	822	66,171	189	15,215
前払、預金及びその他受取 債権の(増加)/減少	10	9	725	47	3,784
その他未払及び発生債務の 増加	13	331	26,646	332	26,726
兄弟会社に対する債務の増 加/(減少)	11	67	5,394	1,048	84,364
営業活動から生じた現金		3,556	286,258	2,972	239,246
支払済シンガポール所得税		530	42,665	779	62,710
営業活動による正味キャッ シュ・フロー		3,026	243,593	2,193	176,537
現金及び現金同等物の 純増		3,026	243,593	2,193	176,537
期首の現金及び現金同等物		22,235	1,789,918	20,042	1,613,381
期末の現金及び現金 同等物		25,261	2,033,511	22,235	1,789,918
現金及び現金同等物の 残高分析					
現金及び銀行残高	12	25,261	2,033,511	22,235	1,789,918

財務書類に対する注記 - 2015年12月31日

1. 企業情報

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・シンガポール・リミテッド(以下「本マネージャー」といいます。)はシンガポールで設立された非公開有限責任会社です。直接の持株会社は米国で設立されたステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・インクです。最終持株会社は米国で設立されたステート・ストリート・コーポレーション(以下「本グループ」といいます。)です。

本マネージャーの登記事務所及び主たる事業所は、シンガポール068912、キャピタルタワー、#33-01、ロビンソンロード168です。

本マネージャーの主たる活動は投資運用サービス及び投資助言サービスの提供です。事業年度中、本マネージャーの主要な活動の本質に重要な変化はありません。

2.1 作成の基準

本マネージャーの財務書類はシンガポール財務報告基準(以下「FRS」といいます。)に従って作成されました。

会計方針で言及される場合を除き、財務書類は以下の取得原価基準で作成されました。

財務書類はシンガポール・ドル(以下「SGD」又は「シンガポール・ドル」といいます。)で表示され、別段の表示がない限り、表中の金額はすべて千(千シンガポール・ドル)の位に四捨五入されています。

2.2 会計方針の変更

採用された会計方針は、2015年1月1日以降に開始する事業年度に有効なすべての新規及び改訂された基準を当事業年度に適用していることを除き、前事業年度のものとも一致しています。これらの基準の採用は本マネージャーの経営成績又は財政状態に何ら影響を及ぼしていません。

2.3 公表されているが未発効の基準

本マネージャーは、適用される以下の公表されているが未発効の基準を適用していません。

詳 細	下記以降開始する事業年度に有効
FRSの改正(2014年11月)	
(a) 改訂されたFRS 107 金融商品：開示	2016年1月1日
(b) 改訂されたFRS 19 従業員給付	2016年1月1日
改訂されたFRS 1 開示イニシアティブ	2016年1月1日
FRS 115 顧客との契約から生じる収益	2018年1月1日
FRS 109 金融商品	2018年1月1日

FRS 115及びFRS 109を除き、取締役は上記のその他の基準が最初に適用される期間における財務書類に対し重大な影響を及ぼすことはないと考えています。FRS 115及びFRS 109の適用による当面の影響は以下のとおりです。

FRS 115 顧客との契約から生じる収益

FRS 115は、顧客との契約から生じる収益に適用される新しい5段階モデルを制定しています。FRS 115の下では、収益は、エンティティが顧客への物又はサービスと交換に権利を有すると予測する報酬を反映する金額として認識されます。新しい収益基準は現行の収益基準に取って代わります。本マネージャーは、現在FRS 115の影響を評価しており、要求される適用日に当該新基準の採用を計画しています。

本マネージャーにとって重要な課題は、履行義務の識別、契約変更の会計処理、変動対価に対する制限の適用、重要な財務要素の評価、履行義務の充足に対する進捗度の測定、契約コスト資産の認識及び開示要件への対応を含んでいます。

完全遡及適用又は修正遡及適用が、2018年1月1日以降に開始する事業年度から義務づけられおり、早期適用も認められています。本マネージャーは、現在FRS 115の影響を評価しており、要求される適用日に新基準の採用を予定しています。

FRS 109 金融商品

FRS 109は、金融資産の分類及び測定、金融資産の減損及びヘッジ会計における新しい要件を規定しています。金融資産はそれぞれの契約上のキャッシュ・フローの特性及び保有するビジネスモデルによって分類されています。FRS 109における減損の規定は、予想信用損失モデルに基づいており、FRS 39の発生損失モデルに置き換わるものです。予想信用損失モデルの採用は、本マネージャーに対して、現在のシステム及び手続きの変更を求めることとなります。

現在、本マネージャーは、非上場株式への投資の1つを償却原価で測定しています。FRS 109において、本マネージャーは当該投資を公正価値で測定することが求められます。本マネージャーがFRS 109を適用する際には、従来の帳簿価額と公正価値の差額は、期首内部留保の中で認識されます。FRS 109は、2018年1月1日以降に開始する事業年度から適用され、早期適用も認められています。遡及適用が求められますが、比較情報への遡及適用は強制ではありません。本マネージャーは、現在、FRS 109の影響を評価しており、要求される適用日に当該新基準の採用を予定しています。

2.4 重要な会計方針の要約

非金融資産の減損

減損の兆候が存在する場合、又は資産の減損テストを毎年行う必要がある場合、資産の回収可能額を見積もります。資産の回収可能額は、資産又は資金生成単位の使用価値と、その公正価値の合計から処分費用を差し引いた額のうち大きい方の金額として計算され、個々の資産について決定されます。ただし、当該資産が他の資産又は資産グループによる現金流入からほとんど独立した現金流入を生まないという場合、回収可能額は資産が属している資金生成単位について決定されます。

資産の帳簿価額が回収可能額を上回っている場合のみ、減損損失が認識されます。使用価値を見積もるときは、市場が現在評価している貨幣の時間価値及び資産に固有のリスクを反映する税引前割引率によって、将来のキャッシュ・フローの見積り額を現在価値に割り引きます。減損損失は、発生した事業年度の損益計算書に記載されます。

以前認識されていた減損損失がもはや存在しない可能性がある又は減少した可能性がある兆候の有無について各報告期間末に評価します。このような兆候が存在する場合、回収可能額を見積もります。以前認識されていた資産の減損損失(のれんを除く。)は、当該資産の回収可能額を決定するのに使用される見積りに変化がある場合のみ戻し入れられますが、以前に当該資産の減損損失が認識されていなければ、付されていたであろう帳簿価額(減価償却後の純額)を超えることはありません。かかる減損損失の戻し入れは、(財務書類において再評価された資産がある場合にのみ)資産が再評価額として計上されていない限り、再評価された資産に対する関連する会計方針にしたがって減損損失の戻し入れが処理され、発生した事業年度の損益計算書に記載されます。

関連当事者

以下のいずれかの場合に本マネージャーの関連当事者とみなされます。

- (a) ある当事者が、個人又は当該個人の近親者であり、
 - (i) 本マネージャーに支配又は共同支配を及ぼしている
 - (ii) 本マネージャーに対し重大な影響力を持っている
 - (iii) 本マネージャー又は本マネージャーの親会社の経営幹部の一員である場合

又は

- (b) 当該当事者が、以下のいずれかの要件を満たす事業体である場合
 - (i) 当該事業体と本マネージャーが同じグループの一員である
 - (ii) 一方の事業体が他方の事業体(又は他方の事業体の親会社、子会社若しくは兄弟会社)の関連会社又はジョイント・ベンチャーである
 - (iii) 当該事業体及び本マネージャーが同じ第三者のジョイント・ベンチャーである
 - (iv) 一方の事業体が第三者のジョイント・ベンチャーであり、他方の事業体が当該第三者の関連会社である

- (v) 当該事業体の本マネージャー又は本マネージャーの関連当事者である企業の従業員の福利のための退職給付制度である
- (vi) 当該事業体が(a)に分類される個人による支配又は共同支配を受けている
- (vii)(a)(i)に分類される個人が、当該事業体へ重大な影響力を有していること、又はかかる企業(若しくは当該事業体の親会社)の経営幹部の一員である
- (viii) 当該事業体又は構成グループのメンバーが、本マネージャー又は本マネージャーの親会社に対し、経営幹部としての役務を提供している

有形固定資産及び減価償却

有形固定資産は、累計減価償却費用及び減損損失を差し引いた原価で表示されます。

有形固定資産の取得原価は、購入価格及びその使用目的に従った場所及び作業環境に資産を持ち込むための直接帰属原価を含んでいます。費用は、有形固定資産の外国通貨建て購入の適格キャッシュ・フロー・ヘッジ損益持分からの移転を含む可能性があります。

修繕費及び維持費等の有形固定資産の稼働後に生じた支出は、通常、かかる支出が発生した事業年度の損益計算書に計上されます。認識基準が満たされている場合、大規模な検査費用は交換として帳簿価額に計上されます。有形固定資産の重要な部分が、定期的に、代替物と交換される必要がある場合、本マネージャーはかかる部分を特定の耐用年数のある個別の資産として認識し、それによって減価償却します。

減価償却費は、定額法で有形固定資産における見積耐用年数の残余価値に基づいて計算されます。かかる目的のため使用される主な償却年数は以下のとおりです。

事務用機器	-	3 ~ 5年
事務用什器備品	-	7 ~ 10年
賃借物件改良工事	-	賃借期間又は耐用年数のうち短い方の期間

有形固定資産の項目が異なる耐用年数を有する場合、かかる項目の費用は項目によって合理的な基準に基づいて配分され、各項目は独立して評価されます。少なくとも、各会計期間末に、残余価値、耐用年数及び減価償却の方法は見直され、調整されます。

当初認識されている重要な項目を含む有形固定資産の項目は、処分されたとき、又はその利用若しくは処分による将来の経済的便益が期待できなくなったときに認識が中止されます。処分されたとき又は資産の認識が中止された年の損益計算書における認識された消却は純売却費用及び関連資産の交換費用の差額となります。

オペレーティング・リース

実質的に保有資産のすべての利得及びリスクが貸主に残っているリースは、オペレーティング・リースとして処理されます。貸主から受け取るあらゆるインセンティブを差し引いた後のオペレーティング・リースによる支払賃借料は、リース期間にわたり定額法で損益計算書に計上されます。

投資及びその他の金融資産

当初認識及び測定

金融資産は、当初認識では、損益を通じて公正価値で測定する金融資産、貸付金及び受取債権、並びに売却可能金融投資として、又は有効なヘッジのヘッジ商品に指定されたデリバティブとして適宜分類されます。損益を通じて公正価値で測定する金融資産である場合を除き、金融資産は当初認識時に、金融資産の取得に直接付随する取引費用を加えた公正価値で測定されます。

通常の方法による金融資産の購入及び売却は取引日、つまり本マネージャーが資産の購入又は売却を約束した日に認識されます。通常の方法による購入又は売却は、市場の規制又は慣習により一般に定められた期間内に資産を引き渡さなければならない金融資産の購入又は売却です。

事後測定

金融資産の事後測定は、以下の分類によります。

貸付金及び受取債権

貸付金及び受取債権は活発な市場における公表価格のない、支払額が固定されている非デリバティブ金融資産です。当初の測定後、かかる資産は、実効金利法を用いた償却原価から減損引当金を差し引いた金額で測定されます。

償却原価は取得の際の割引き又はプレミアムを考慮して計算され、実効金利計算上、不可分である手数料又は費用を含みます。実効金利法による償却原価は、損益計算書のその他の収入に含まれます。減損から生じる損失は、貸付金の場合には金融費用、受取債権の場合にはその他の費用として損益計算書に認識されます。

金融資産の認識中止

金融資産は主として次の場合に認識が中止(すなわち本マネージャーの財政状態計算書から除外)されます。

- ・ 資産からのキャッシュ・フローを受け取る権利が失効した場合。
- ・ 本マネージャーが資産からのキャッシュ・フローを受け取る権利を譲渡し、又は「パス・スルー」契約に基づき重大な遅滞なしに第三者に受領キャッシュ・フローを支払う義務を引き受けた場合、すなわち、(a)本マネージャーが資産のリスク及び利得の実質的にすべてを譲渡したか、又は(b)本マネージャーが実質的にすべての資産のリスク及び利得を譲渡も保持もしていないが資産の支配権を移転した場合。

本マネージャーが資産からのキャッシュ・フローを受け取る権利を譲渡し、又は、「パス・スルー」契約を締結する場合、本マネージャーは、かかる資産の所有によるリスク及び利得を留保したのか、そしてその場合どの程度留保しているのか判断します。実質的にすべての資産のリスク及び利得を譲渡も留保もしておらず、資産の支配権も移転していない場合、本マネージャーは関与を継続する範囲で譲渡された資産の認識を継続します。この場合、本マネージャーは関連する負債を合わせて認識します。譲渡された資産及び関連する負債は本マネージャーが留保する権利義務を反映する基準で測定されます。

金融資産の減損

各事業年度末に、本マネージャーは、金融資産又は金融資産のグループが減損したことに係る客観的証拠の有無を評価します。資産の当初認識の後にひとつ又は複数の事象が発生し、金融資産又は金融資産のグループにおける将来キャッシュ・フローの見積り額に影響を及ぼし、当該金額が信頼性をもって見積もることが可能な場合に減損は存在します。減損の証拠には、債務者又は債務者のグループが重大な財政難、利息又は元本支払いの不履行又滞納、破産又はその他金融再建を必要とする可能性があるという兆候及び、延滞金又は不履行と相互関連のある経済状況における変化など、見積もられた将来キャッシュ・フローの重大な減少を示す観測可能なデータを含む場合があります。

償却原価で計上される金融資産

本マネージャーは初めに、償却原価で計上される金融資産について、個々に重要な金融資産に対して個別に減損が生じているか、又は個別には重要でない金融資産を集計して減損が存在するか否かを評価します。本マネージャーは個別に評価した金融資産に減損の客観的証拠がないと決定した場合、重大か否かを問わず、金融資産を類似した信用リスクの特質をもつ金融資産グループに含み、集団的に減損を評価します。個別的に減損を評価された資産及び減損損失が認識された、又は継続的に減損損失が認識されている金融資産は、集団的減損評価には含まれません。

識別されたいかなる減損損失の額も、資産の帳簿価額と将来キャッシュ・フローの見積り額の現在価値との差額として測定されます(現在発生していない将来の信用損失を除きます。)。将来のキャッシュ・フローの見積り額の現在価値は、金融資産の当初の実効利率(当初認識により算出される実効利率)によって割引かれています。

資産の帳簿価額は引当金の使用により減額され、損失は損益計算書に認識されます。ローン及び債権は、将来現実的に回収の見込みが無く、全ての担保が実現されるか、あるいは本マネージャーに譲渡された場合、関連した引当額と共に償却されます。

その後見積り減損損失額が、減損が認識された後に起こった事象により増減した場合、引当金勘定を調整することにより、以前に認識された減損損失を増額又は減額します。償却が後に回収された場合、かかる回収は損益計算書のその他の費用に計上されます。

現金及び現金同等物

キャッシュ・フロー計算書において、現金及び現金同等物は、手元現金、要求払預金及び容易に換金可能でかつ価値の変動について僅少なリスクしか負わない、取得日から3カ月以内に満期となる、流動性の高い短期性投資を含み、未決済の銀行当座借越を除いたものです。これらは本マネージャーの現金管理の不可欠な部分を構成しています。

財政状態計算書について、現金及び現金同等物は銀行預金を含み、使用については制限されていません。

引当金

引当金は、過去の事象の結果として(法律上又は推定上の)現在の債務を有しており、債務を清算するために、資源の将来的流出が生じる可能性が高く、債務の金額について信頼性のある見積りが可能である場合に認識されます。

所得税

所得税は、当期税金費用及び繰延税金から成ります。損益計算書外で認識された項目に関する所得税は、損益計算書外で認識され、その他の包括利益又は直接純資産で認識されます。

当期と前期の当期税金資産及び負債は、課税当局からの還付又は課税当局への支払いが予想される金額で測定され、税額の算定には、本マネージャーが営業活動を行う国における解釈及び普及している実務を踏まえて、実質的に制定されている税率(及び税法)が使用されます。

繰延税金は、報告日における資産及び負債の税務基準額と財務報告目的上の帳簿価額との差(一時差異)について資産負債法を用いて計上されます。

繰延税金負債は、以下の場合を除き、すべての将来加算一時差異について認識されます。

- ・ 繰延税金負債が、のれんの当初認識、あるいは企業結合ではない取引における資産又は負債の当初認識から生じ、取引時点で、会計上の利益にも課税所得にも影響を与えない場合。
- ・ 子会社、関連会社及びジョイント・ベンチャーへの投資に関連する将来加算一時差異について、一時差異の戻入のタイミングを調整することができ、一時差異は予見可能な将来には解消しない可能性が高い場合。

繰延税金資産は、すべての将来減算一時差異、未使用の繰越税額控除及び未使用の税務上の欠損金について認識されます。以下の場合を除き、繰延税金資産は、将来減算一時差異、未使用の繰越税額控除及び未使用の税務上の欠損金を利用可能な課税所得が生じると認められる額まで認識されます。

- ・ 将来減算一時差異に関連する繰延税金資産が、企業結合ではない取引における資産又は負債の当初認識から生じ、取引時点で、会計上の利益にも課税所得にも影響を与えない場合。
- ・ 子会社、関連会社及びジョイント・ベンチャーへの投資に関連する将来減算一時差異について、繰延税金資産は、予測可能な将来に一時差異が解消する可能性が高く、一時差異に対して利用可能な課税所得が生じると認められる額まで認識されます。

繰延税金資産の帳簿価額は各報告期間末に見直され、全部又は一部の繰延税金資産が利用するだけの十分な課税所得が生じる可能性がもはや高いとはいえなくなった範囲で減額されます。未認識繰延税金資産は各報告期間末に再評価され、将来の課税所得により全部又は一部の繰延税金資産を回収できると認められる範囲で認識されます。

繰延税金資産及び負債は、その資産が回収されるか負債が決済される年に適用されることが、報告期間末において立法化されているか又は実質的に立法化されている税率(及び税法)に基づき予測される税率で測定されます。

当期税金資産と当期税金負債を相殺する法的に実施可能な権利が存在し、繰延税金が同一の納税主体及び同一の課税当局に関係している場合、繰延税金資産及び繰延税金負債は相殺されます。

収益の認識

収益は、以下に基づいて、本マネージャーに経済的便益が流入する可能性が高く、収益が信頼性をもって測定できる場合において認識されます。

- a) 顧問及び運用報酬収入について、投資運用サービス及び顧問サービスが提供された時点、並びに
- b) 受取利息について、金融商品の期待存続年数又は(適切であれば)これを下回る期間にわたり、将来の見積現金収入を金融資産の正味帳簿価額まで正確に割引くレートを適用することによる、実効金利法による発生主義。

株式報酬

本マネージャーの最終持株会社は、本マネージャーの事業の成功に貢献した有資格参加者に奨励及び報酬を提供する目的で、株式オプション報酬及び株式報酬を含む持分奨励制度を運営します。本マネージャーの従業員(取締役を含みます。)は、株式報酬の形で報酬を受領するため、従業員は最終持株会社の資本性金融商品に対する対価として役務を提供します(以下「持分決済取引」といいます。)

本マネージャーレベルでは、取引は株式決済取引に分類されます。現金決済取引の原価は、金融商品の付与にかかる条件を考慮して付与日の当初公正価値で測定されます。公正価値は、付与日に持分の市場価格に基づき、予想される配当利回りを控除して決定されます。その詳細は財務諸表に対する注記16に記載されています。

公正価値は、権利確定期間又は必要な従業員勤務期間のうち、いずれか短い期間にわたり費用として計上され、権利確定日まで(当日を含みます。)、損益計算書において認識される公正価値の変化に伴い、各事業年度末に測定されます。

その他従業員給付費用

確定拠出制度

本マネージャーは、確定拠出年金制度であるシンガポールの中央積立基金制度(Central Provident Fund Scheme)に拠出しています。国民年金制度への拠出は、関連する役務が提供された期に費用として認識されます。

有給休暇の繰越し

本マネージャーは、暦年ベースで、従業員に対し、その雇用契約に基づき年次有給休暇を付与します。従業員が期中に取得した有給休暇の予想される将来の費用及び繰越しは、報告期間末に発生主義で計上されます。

外国通貨

これらの財務書類はシンガポール・ドルで表示され、シンガポール・ドルは本マネージャーの機能通貨です。

外国通貨取引は、当初取引日の機能通貨レートで計上されます。外国通貨建ての貨幣性の金融資産及び負債は、報告期間末の為替の機能通貨レートで換算されます。貨幣性項目の決済又は換算で生じた差額は、損益計算書で認識されます。外国通貨の取得原価で測定された非貨幣性項目は、当初取引日の為替レートで換算されます。外国通貨の公正価値で測定された非貨幣性項目は、公正価値が測定された日の為替レートで換算されます。公正価値で測定された非貨幣性項目の換算で生じた損益は、項目の公正価値における損益の変動の認識に沿って処理されます(つまり、その他包括利益、損益計算書で認識された公正価値の損益の項目の換算差額は、それぞれその他包括利益、損益計算書において認識されます。)

3. 重要な会計上の判断及び見積り

財務書類はFRSに準拠して作成され、収益、費用、資産及び負債認識額に影響する判断、見積り及び仮定を行うこと、付随する開示及び偶発債務の開示を経営陣に求めます。これらの仮定及び見積りの不確実性は、結果として影響を受けた資産及び負債の帳簿価額に将来において重大な調整をもたらす可能性があります。

見積りの仮定

次事業年度の資産及び負債の帳簿価額への重大な調整をもたらす重大なリスクを持つ、報告期間末時点における将来に関する主要な前提及び推定の不確実性に係るその他の主原因は以下に記述されます。

(a) 所得税

本マネージャーは主にシンガポールにおいて課税対象となります。特定の取引の将来の課税上の取扱いについての重大な判断は、所得税引当金を決めるにあたり要求されます。本マネージャーは取引への課税を慎重に評価し、税引当金はそれに従い計上されます。かかる取引の課税上の取扱いは、税法のすべての変更を考慮するために定期的に再考されます。

詳細は注記7に記載されています。

(b) 不良債権及び問題債権のための減損引当金

本マネージャーは各報告期間末に、金融資産が減損している客観的証拠の有無を判断します。減損の客観的証拠の有無を決めるために、本マネージャーは、各顧客の現在の信用力及び過去の回収履歴を含む、融資及び受取債権の回収可能性及び経年分析を評価します。これらの顧客の財務状況が悪化し、顧客の支払いをする能力が悪化する結果となった場合、追加的な引当金が要求されます。

詳細は注記9に記載されています。

4. 収益

本マネージャーの売上高でもある収益は、当年度中、投資運用及び投資顧問業務の提供に対して受領した手数料を示します。

5. 給与及び従業員福利

12月31日に終了した各年度の給与及び従業員福利は以下を含んでいました。

	2015年度	2014年度
	千シンガポール・ドル	千シンガポール・ドル
給与及び従業員福利:		
給与及び関連費用	2,636	2,169
株式報酬費用	1,045	499
中央積立基金への拠出	160	142
	<u>3,841</u>	<u>2,810</u>

6. その他営業費用

12月31日に終了した各年度のその他営業費用は以下を含んでいました。

	2015年度	2014年度
	千シンガポール・ドル	千シンガポール・ドル
その他営業費用:		
ファンド運用費用	647	733
投資顧問業務費用(注記15())	638	690
一般的事務所賃借料及び費用(注記15())	482	387
旅 費	288	469
遠隔アクセス手数料(注記15())	100	92
マーケット・データ・サービス手数料	67	101
一般従業員給付費用	14	91
弁護士報酬	74	45
専門家報酬	63	50
監査人報酬	54	53
施設費用	16	15
その他費用	260	197
	<u>2,703</u>	<u>2,923</u>

7. 所得税

各年度中にシンガポールで生じた見積課税利益について、シンガポールの所得税が17.0%(2014年度:17.0%)のレートで課税されます。

	2015年度	2014年度
	千シンガポール・ドル	千シンガポール・ドル
当期所得税		
当期所得課税	455	451
過年度に関する引当金過大額	-	11
各年度の税金	455	440

税引前利益に適用される法定税率の税費用と実効税率の税費用の調整は次の通りです。

	2015年度	2014年度
	千シンガポール・ドル	千シンガポール・ドル
税引前利益	2,338	3,392
法定税率による税金	397	577
過年度に関する引当金過大額	-	11
課税の対象でない所得	126	207
損金算入されない費用	204	111
その他	20	30
実効税率による税金	455	440

8. 有形固定資産

	事務用機器	事務用什器備品	賃借物件改良工事	合計
	千シンガポール・ドル	千シンガポール・ドル	千シンガポール・ドル	千シンガポール・ドル
原 価:				
2014年1月1日現在	283	174	195	652
2014年12月31日及び 2015年1月1日現在	283	174	195	652
2015年12月31日現在	283	174	195	652
減価償却累計額:				
2014年1月1日現在	265	172	144	581
当年度の減価償却費	7	2	51	60
2014年12月31日及び 2015年1月1日現在	272	174	195	641
当年度の減価償却費	7	-	-	7
2015年12月31日現在	279	174	195	648
正味帳簿価額:				
2014年12月31日現在	11	-	-	11
2015年12月31日現在	4	-	-	4

9. 受取債権

本マネージャーは未回収の受取債権について厳しい管理を維持しようと努め、信用リスクを監視するため信用管理部門を有しています。回収遅延分は経営陣により定期的に点検されます。前述及び本マネージャーの受取債権がかなりの数の多様な顧客に関連するという事実から、信用リスクの著しい集中はありません。本マネージャーは、その債権残高に対して担保その他信用補完を有していません。

受取債権は無利息であり、一般に期限は1カ月以内です。受取債権は当初認識時の公正価値を表す当初請求額で認識されます。2015年12月31日時点で減損された又は減損されていないが回収期限を徒過した額ははありません(2014年度:なし)。

10. 前払、預金及びその他受取債権

	2015年度	2014年度
	千シンガポール・ドル	千シンガポール・ドル
非流動資産		
預 金	2	2
クラブ会費	12	11
	<u>14</u>	<u>13</u>
流動資産		
前払費用	50	38
諸 債 権	-	8
その他資産	23	19
	<u>73</u>	<u>65</u>

前事業年度の諸債権の残高には米ドル建ての8,000シンガポール・ドルが含まれています。上記資産は、回収期限の徒過又は減損はありません。

11. 兄弟会社に対する債務

兄弟会社に対する収支は、取引関連、無担保、無利息であり、要求に応じて返済されます。

12. 現金及び現金同等物

	2015年度	2014年度
	千シンガポール・ドル	千シンガポール・ドル
現金及び銀行残高	25,261	22,235

12月31日現在のその他外国通貨建て現金及び現金同等物は次の通りです。

	2015年度	2014年度
	千シンガポール・ドル	千シンガポール・ドル
米ドル	7,394	2,111
香港ドル	43	41

香港ドルの銀行預金は、銀行の日々の預金金利に基づく変動金利による利息が付されます。現金及び現金同等物の帳簿価額は、その公正価値と近似します。

13. その他未払及び発生債務

	2015年度	2014年度
	千シンガポール・ドル	千シンガポール・ドル
マーケティング費用予備前受金	2,056	1,793
未払奨励給与	382	431
諸債務	243	256
リストラクチャリング引当金	72	-
未払GST	246	186
未払いの保管手数料及び受託者手数料	31	33
	3,030	2,699

残高には香港ドル建ての3,000シンガポール・ドル(2014年度:3,000シンガポール・ドル)及び米ドル建ての1,447,000シンガポール・ドル(2014年度:1,804,000シンガポール・ドル)が含まれています。その他未払及び発生債務は無利息です。

14. 株式資本

	2015年度	2014年度
	千シンガポール・ドル	千シンガポール・ドル
授権株式:		
1株当たり1シンガポール・ドルの普通株 2,000,000株(2014年度:2,000,000株)	2,000	2,000
発行され満額払い込まれた株式:		
1株当たり1シンガポール・ドルの普通株 1,360,000株(2014年度:1,360,000株)	1,360	1,360

普通株保有者は本マネージャーが宣言したときに配当金を受け取る権利を持っています。普通株にはすべて、1株当たり1議決権が無制限で与えられます。普通株は無額面です。

15. 関連当事者取引

財務書類の他の個所で開示された関連当事者情報に加え、本マネージャー及び関連当事者の間の以下の重要な取引が、当事者間で取り決められた条件に従い期中に行われました。

		2015年度	2014年度
	注記	千シンガポール・ドル	千シンガポール・ドル
兄弟会社に支払われた投資顧問業務費用	()	638	690
兄弟会社に支払われた投資関連の管理・保管費用	()	205	222
兄弟会社に支払われた一般事務所賃借料及び費用	()	482	387
兄弟会社に支払われた投資顧問業務報酬	()	2	2
兄弟会社に支払われた遠隔アクセス手数料	()	100	92

- () 投資顧問業務費用は、本グループの移転価格方針に従い兄弟会社へ支払われました。
- () 管理業務報酬は、管理業務契約に従い兄弟会社に支払われました。
- () 一般的事務所賃借料及び費用は、業務契約に従い兄弟会社に支払われました。
- () 投資顧問業務報酬は、副顧問契約に従い兄弟会社に支払われました。
- () 遠隔アクセス手数料は、本グループの移転価格方針に従い、共通原価基準に基づいて兄弟会社に支払われました。

経営幹部の報酬

	2015年度	2014年度
	千シンガポール・ドル	千シンガポール・ドル
短期的従業員給付費用	956	875
年金及び退職後医療給付	28	32
株式報酬費用	1,205	475
経営幹部に支払われた報酬合計	2,189	1,382
以下に支払われた金額で構成されます。		
本マネージャーの取締役	2,189	1,382

16. 株式に基づく支払い

株式オプション報酬

本マネージャーの持株会社は、2004年以降、株式オプション報酬を付与していません。すべての株式オプション報酬は、すべて権利が確定しており、対象の権利確定期間(直近のものは2008年12月31日より前に終了しています。)にわたり費用として計上されました。2015年12月31日時点における未行使のオプションはありません(2014年度:なし)。

株式報酬

本マネージャーは、有資格従業員への株式に基づく報酬の発行を通じて、本グループの持分奨励制度に参加しています。これらの付与は、4年間にわたります。

本マネージャーは株式に基づく報酬を、付与日の報酬の公正価値に基づき、財務書類において報酬費用として記録します。費用は、報酬の権利確定期間又は必要な従業員勤務期間のいずれか短い期間にわたり按分されます。公正価値は、付与日に一般的な市場価格に基づき、予想される将来の失効を考慮して調整を加えながら決定されます。

本マネージャーが損益計算書の給与及び従業員給付費用の構成部分として記録する繰延株式報酬に関わる報酬費用は、2015年12月31日に終了した年度について1,045,000シンガポール・ドル(2014年度:499,000シンガポール・ドル)でした。

本マネージャーの取締役及び従業員に与えられた繰延株式報酬の情報は、下記の繰延株式報酬の表の通りです。

[次へ](#)

以下は、2015年12月31日及び2014年12月31日現在で本マネージャーの取締役及び従業員に付与された繰延株式報酬、並びに事業年度開始時の各職位による調整の要約です。

繰延株式報酬の数

参加者の カテゴリー名	2015年1月1日 現在	年度中の 付与	年度中の 再分類	年度中の 転入	年度中の 権利付与	年度中の 失効	年度中の 取消し	2015年12月31日 現在	繰延株式報酬 の付与日	権利確定 期間	繰延株式 報酬の 付与日の価格 米ドル
取締役											
合計	12,255	3,753	-	-	7,344	-	-	8,644	2011年2月24日～ 2015年2月19日	付与日から 様々な期間	38.16～73.53
その他の従業員											
合計	3,406	-	-	-	2,317	-	-	1,089	2011年2月24日～ 2013年2月21日	付与日から 様々な期間	38.16～53.69
	15,661	3,753	-	-	9,661	-	-	9,753			

繰延株式報酬の数

参加者の カテゴリー名	2014年1月1日 現在	年度中の 付与	年度中の 再分類	年度中の 転入	年度中の 権利付与	年度中の 失効	年度中の 取消し	2014年12月31日 現在	繰延株式報酬 の付与日	権利確定 期間	繰延株式 報酬の 付与日の価格 米ドル
取締役											
合計	16,018	4,494	-	-	8,257	-	-	12,255	2010年2月25日～ 2014年2月20日	付与日から 様々な期間	38.16～65.09
その他の従業員											
合計	8,164	-	-	-	3,596	1,162	-	3,406	2009年12月16日～ 2013年2月21日	付与日から 様々な期間	37.64～53.69
	24,182	4,494	-	-	11,853	1,162	-	15,661			

[次へ](#)

17. 金融リスク管理の目標と方針

本マネージャーの主要な金融商品は現金及び現金同等物から構成されます。本マネージャーは、受取債権及び未払債務など本マネージャーの運営から直接発生する様々な金融資産及び負債を有しています。

本マネージャーの金融商品から生じる主要なリスクは、信用リスク、流動性リスク、金利リスク及び為替リスクが挙げられます。取締役会はこれらのリスクを管理する方針及び手続きを検討し、以下にまとめました。

信用リスク

本マネージャーの信用リスクに対するエクスポージャーは主に受取債権及びその他受取債権から生じます。信用供与に値する顧客にのみ信用期間を供与するのが本マネージャーの方針です。受取債権は継続的に監視されており、不良債権に対する本マネージャーのエクスポージャーはあまり重大ではありません。本マネージャーはいかなる相手方にも信用リスクを著しく集中させることをしていません。そのため、経営陣は信用リスクは低いと考えています。

その他の金融資産(現金及び現金同等物を含みます。)については、本マネージャーは信用格付けが高い相手方との間でのみ取引を行うことによって信用リスクを最小限に抑えました。本マネージャーはシンガポールに所在する金融機関のコール口座において大部分の現金を保有していました。その金額は2015年12月31日現在で総資産の94%(2014年度:90%)に達します。

流動性リスク

本マネージャーの流動性リスクに対するエクスポージャーは、主に金融資産及び債務間の満期の不一致から生じます。本マネージャーの目標は、その時々において本マネージャーの流動資本の状況を把握することにより、スタンド・バイ・クレジット・ファシリティの利用を通じて資金調達の継続性と柔軟性とのバランスを保つことです。

以下の表は、12月31日に終了した各年度における本マネージャーの主要な金融資産及び債務の満期の構成を示しています。金融資産及び債務の契約上の割引前キャッシュ・フローの開示は、以下の満期の構成と同一です。

2015年12月31日	要求払い	3カ月未満	3カ月から 1年未満	1年から5年	合 計
	千シンガポ ール・ドル	千シンガポ ール・ドル	千シンガポ ール・ドル	千シンガポ ール・ドル	千シンガポ ール・ドル
受取債権	-	1,624	-	-	1,624
前払、預金及びその他受取債権	-	-	24	14	38
現金及び現金同等物	25,261	-	-	-	25,261
兄弟会社に対する債権	230	-	-	-	230
その他未払及び発生債務	-	524	2,506	-	3,030
	25,031	1,100	2,482	14	23,663

2014年12月31日	要求払い	3カ月未満	3カ月から 1年未満	1年から5年	合 計
	千シンガポ ール・ドル	千シンガポ ール・ドル	千シンガポ ール・ドル	千シンガポ ール・ドル	千シンガポ ール・ドル
受取債権	-	2,446	-	-	2,446
前払、預金及びその他受取債権	-	8	19	13	40
現金及び現金同等物	22,235	-	-	-	22,235
兄弟会社に対する債権	-	163	-	-	163
その他未払及び発生債務	-	630	2,069	-	2,699
	22,235	1,661	2,050	13	21,859

金利リスク

金利リスクは、本マネージャーの金融商品の公正価値又は将来のキャッシュ・フローが市場金利の動向により変動するリスクです。

本マネージャーの利益及び営業キャッシュ・フローは市場金利の動向により著しく影響を受けることはなく、金融資産の大部分は無利息預金口座において保有しています。経営陣は本マネージャーの金利リスクに対するエクスポージャーは低いと考えています。

外国通貨リスク

本マネージャーには、本マネージャーの機能通貨以外の通貨による売買から生じる取引通貨のエクスポージャーが存在します。これらの取引で用いられる外国通貨は主に米ドルです。

2015年12月31日現在、外国通貨建ての正味資産は6,042,000シンガポール・ドル(2014年度:1,753,000シンガポール・ドル)相当です。

以下の表は、本マネージャーの税引前利益(金融資産及び債務の公正価値の変動により生じるもの)について、報告期間末における合理的に生じ得る米ドルの為替変動(他のすべての変動要素は一定に保たれているものとします。)に対する感応度を示しています。

	増加/(減少) 米ドルのレート %	増加/(減少) 税引前利益 千シンガポール・ドル
2015年		
シンガポール・ドル安米ドル高の場合	5	302
シンガポール・ドル高米ドル安の場合	5	302
2014年		
シンガポール・ドル安米ドル高の場合	5	88
シンガポール・ドル高米ドル安の場合	5	88

資本金管理

本マネージャーはシンガポール通貨監督庁(以下「MAS」といいます。)による規制のもとに活動を行う許可を得ています。

資本市場業務免許により、本マネージャーは証券及び先物(資本市場業務免許の保有者に対する財務及び証拠金要件)規制の定めるところにより、最低1,000,000シンガポール・ドルの流動性資本を維持しなければなりません。2015年12月31日現在、本マネージャーは合計25,261,000シンガポール・ドル(2014年度:22,235,000シンガポール・ドル)の現金及び現金同等物を保有しています。

本マネージャーは規制上の最低資本金要件を確実に満たすために資本金を定期的に監視しています。本マネージャーは2015年12月31日及び2014年12月31日に終了した各年度において、外部から課されたすべての資本金要件を遵守していました。

18. 金融商品

公正価値

価値の見積りが実施可能な各クラスの金融商品の公正価値を見積もるために、以下の方法及び仮定が採用されています。

現金及び現金同等物、前払、預金及びその他受取債権並びにその他未払及び発生債務

これらの金額の帳簿価額は、その性質が短期であるため公正価値に近似しています。

受取債権及び関連会社に対する債権/債務

受取債権の帳簿価額は、通常取引の信用期間に従っているため公正価値に近似しています。

関連会社に対する債務残高については、それらが無利息であり返済期間が固定されていないため十分な信頼性をもってそれらの公正価値の測定が実施可能でないという理由から、公正価値の開示を行っていません。

公正価値ヒエラルキー

本マネージャーは金融商品の公正価値の決定及び開示のために以下のヒエラルキーを使用しています。

レベル1： 同一の資産又は負債に関する活発な市場における相場価格(調整なし)に基づいて測定された公正価値

レベル2： 観察可能な記録された公正価値に、直接的又は間接的に、重大な影響を与えるすべてのインプットに関する評価手法に基づいて測定された公正価値

レベル3： 観察可能な市場データに基づかない(観察不能なインプット)、記録された公正価値に、重大な影響を与えるすべてのインプットに関する評価手法に基づいて測定された公正価値

本マネージャーは、2015年及び2014年12月31日時点において、公正価値で測定される金融商品を持っていませんでした。

19. 比較数値

兄弟会社に支払われた投資顧問業務費用に関連する、損益及びその他包括利益計算書並びに開示における一部の比較数値は、本マネージャーの経営成績をより反映させ、当年度の表示と整合させるために再分類されています。再分類による利益及び包括利益合計の変動はありません。再分類の詳細は以下にまとめました。

損益及びその他包括利益計算書

	再分類前	再分類後
	千シンガポール・ドル	千シンガポール・ドル
収益	8,386	9,076
その他営業費用	2,233	2,923

20. 財務書類の許可

財務書類は、2016年5月25日の取締役会により発行が許可及び承認されました。

[前へ](#)

[訳 文]

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・シンガポール・リミテッド
独立監査人の報告書

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・シンガポール・リミテッド(シンガポールに設立された有限責任会社)のメンバー各位

財務書類についての報告

我々は6ページから31ページ(訳注：ページ数は原文のもの)に提示されている、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・シンガポール・リミテッド(以下「当社」といいます。)の添付財務書類を監査しました。これは2014年12月31日現在の財政状態計算書、同日に終了した年度の当社の損益計算書、その他の包括利益計算書、株主持分変動計算書、キャッシュフロー計算書、並びに重要な会計方針及びその他説明的情報の要約から成っています。

財務書類に対する取締役の責任

シンガポール会社法(以下「会社法」といいます。)及びシンガポール財務報告基準に従い、取締役は、真実かつ公正な概観を示す財務書類の作成に対し責任を負っており、また、資産が不正な使用や処分による損失から保護されること並びに取引が適正に承認され、資産に関する説明責任を維持するために当該取引が真実かつ公正な損益計算書及び貸借対照表の作成を可能にするように必要に応じて記録されることに関して合理的な保証を与えるために十分な内部会計統制システムを考案し維持することに対しても責任を負っています。

監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づきこれらの財務書類について意見を表明することです。我々はシンガポールの監査基準に従って監査を行いました。これらの基準は、我々が倫理要件を遵守すること及びかかる財務書類に重大な虚偽の記述がないことについて、合理的な保証を得るために監査を計画し実施することを義務付けています。

監査は、財務書類の金額及び開示について監査証拠を得るための手続きを実施することを含んでいます。選択された手続きは、不正または誤謬に関わらず、財務書類の重大な虚偽の記述についてのリスク評価を含め、監査人の判断に依存しています。このリスク評価に際して、監査人は、その事業体の内部統制の有効性について意見を表明するためではなく、状況に照らして適切な監査手続きを設計するために、その事業体の真実かつ公正な概観を示す財務書類の作成に関連した内部統制を検討します。監査はまた、採用された会計方針の適切性と取締役による会計上の見積りの合理性の評価、さらには財務書類の全体的な表示の評価をも含みます。

我々は、我々が入手した監査証拠が、我々の監査意見の根拠として十分かつ適切であると考えます。

意見

我々の意見では、当社の財務書類は、2014年12月31日現在の当社の状態、並びに同日に終了した年度についての当社の業績、株主持分の変動、及びキャッシュフローの真実かつ公正な概観を示すために会社法の規定及びシンガポール財務報告基準に従って正しく作成されています。

その他の法的及び規制上の要求

我々の意見では、会社法が記帳を義務づけている会計その他の記録は、当社によって会社法の規定に従って正しく記帳されています。

(署名)アーンスト・アンド・ヤング・エルエルピー

アーンスト・アンド・ヤング・エルエルピー

公共会計士及び公認会計士

シンガポール

2015年5月26日

[次へ](#)

Independent auditors' report**To the member of State Street Global Advisors Singapore Limited**

(Incorporated in Singapore with limited liability)

Report on the Financial Statements

We have audited the accompanying financial statements of State Street Global Advisors Singapore Limited (the "Company") set out on pages 6 to 31, which comprise the statement of financial position as at 31 December 2014, and the statement of profit or loss and other comprehensive income, the statement of changes in equity and the statement of cash flows for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Directors' responsibility for the financial statements

The directors are responsible for the preparation of financial statements that give a true and fair view in accordance with the provisions of the Singapore Companies Act (the Act) and Singapore Financial Reporting Standards, and for devising and maintaining a system of internal accounting controls sufficient to provide a reasonable assurance that assets are safeguarded against loss from unauthorised use or disposition; and transactions are properly authorised and that they are recorded as necessary to permit the preparation of true and fair profit and loss accounts and balance sheets and to maintain accountability of assets.

Auditors' responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with Singapore Standards on Auditing. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the auditors' judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the auditors consider internal control relevant to the entity's preparation of financial statements that give a true and fair view in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the directors, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Independent auditors' report (continued)

To the member of State Street Global Advisors Singapore Limited
(Incorporated in Singapore with limited liability)

Opinion

In our opinion, the financial statements of the Company are properly drawn up in accordance with the provisions of the Act and Singapore Financial Reporting Standards so as to give a true and fair view of the state of affairs of the Company as at 31 December 2014 and the results, changes in equity and cash flows of the Company for the year ended on that date.

Report on Other Legal and Regulatory Requirements

In our opinion, the accounting and other records required by the Act to be kept by the Company have been properly kept in accordance with the provisions of the Act.

Ernst & Young LLP
Public Accountants and
Certified Public Accountants
Singapore
26 May 2015

[訳 文]

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・シンガポール・リミテッド
独立監査人の報告書

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・シンガポール・リミテッド(シンガポールに設立された有限責任会社)のメンバー各位

財務書類についての報告

我々は6ページから31ページ(訳注：ページ数は原文のもの)に提示されている、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・シンガポール・リミテッド(以下「当社」といいます。)の添付財務書類を監査しました。これは2015年12月31日現在の財政状態計算書、同日に終了した年度の当社の損益計算書、その他の包括利益計算書、株主持分変動計算書、キャッシュフロー計算書、並びに重要な会計方針及びその他説明的情報の要約から成っています。

財務書類に対する取締役の責任

シンガポール会社法(以下「会社法」といいます。)及びシンガポール財務報告基準に従い、取締役は、真実かつ公正な概観を示す財務書類の作成に対し責任を負っており、また、資産が不正な使用や処分による損失から保護されること並びに取引が適正に承認され、資産に関する説明責任を維持するために当該取引が真実かつ公正な財務書類の作成を可能にするように必要に応じて記録されることに関して合理的な保証を与えるために十分な内部会計統制システムを考案し維持することに対しても責任を負っています。

監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づきこれらの財務書類について意見を表明することです。我々はシンガポールの監査基準に従って監査を行いました。これらの基準は、我々が倫理要件を遵守すること及びかかる財務書類に重大な虚偽の記述がないことについて、合理的な保証を得るために監査を計画し実施することを義務付けています。

監査は、財務書類の金額及び開示について監査証拠を得るための手続きを実施することを含んでいます。選択された手続きは、不正または誤謬に関わらず、財務書類の重大な虚偽の記述についてのリスク評価を含め、監査人の判断に依存しています。このリスク評価に際して、監査人は、その事業体の内部統制の有効性について意見を表明するためではなく、状況に照らして適切な監査手続きを設計するために、その事業体の真実かつ公正な概観を示す財務書類の作成に関連した内部統制を検討します。監査はまた、採用された会計方針の適切性と取締役による会計上の見積りの合理性の評価、さらには財務書類の全体的な表示の評価をも含みます。

我々は、我々が入手した監査証拠が、我々の監査意見の根拠として十分かつ適切であると考えます。

意見

我々の意見では、当社の財務書類は、2015年12月31日現在の当社の財政状態、並びに同日に終了した年度についての当社の経営成績、株主持分の変動、及びキャッシュフローの真実かつ公正な概観を示すために会社法の規定及びシンガポール財務報告基準に従って正しく作成されています。

その他の法的及び規制上の要求

我々の意見では、会社法が記帳を義務づけている会計その他の記録は、当社によって会社法の規定に従って正しく記帳されています。

(署名)アーンスト・アンド・ヤング・エルエルピー

アーンスト・アンド・ヤング・エルエルピー

公共会計士及び公認会計士

シンガポール

2016年5月25日

[次へ](#)

Independent auditors' report**To the members of State Street Global Advisors Singapore Limited**

(Incorporated in Singapore with limited liability)

Report on the Financial Statements

We have audited the accompanying financial statements of State Street Global Advisors Singapore Limited (the "Company") set out on pages 6 to 31, which comprise the statement of financial position as at 31 December 2015, and the statement of profit or loss and other comprehensive income, the statement of changes in equity and the statement of cash flows for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Directors' responsibility for the financial statements

The directors are responsible for the preparation of financial statements that give a true and fair view in accordance with the provisions of the Singapore Companies Act, Chapter 50 ("the Act") and Singapore Financial Reporting Standards, and for devising and maintaining a system of internal accounting controls sufficient to provide a reasonable assurance that assets are safeguarded against loss from unauthorised use or disposition; and transactions are properly authorised and that they are recorded as necessary to permit the preparation of true and fair financial statements and to maintain accountability of assets.

Auditors' responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with Singapore Standards on Auditing. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the auditors' judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the auditors consider internal control relevant to the entity's preparation of financial statements that give a true and fair view in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the directors, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Independent auditors' report (continued)

To the members of State Street Global Advisors Singapore Limited

(Incorporated in Singapore with limited liability)

Opinion

In our opinion, the financial statements of the Company are properly drawn up in accordance with the provisions of the Act and Singapore Financial Reporting Standards so as to give a true and fair view of the financial position of the Company as at 31 December 2015 and of the financial performance, changes in equity and cash flows of the Company for the year ended on that date.

Report on Other Legal and Regulatory Requirements

In our opinion, the accounting and other records required by the Act to be kept by the Company have been properly kept in accordance with the provisions of the Act.

Ernst & Young LLP

Public Accountants and
Chartered Public Accountants
Singapore
25 May 2016